



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成31年3月29日金曜日 第3064号

## ◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県立農業大学校規則の一部を改正する規則..... (農政課農地・担い手対策室) ... 216  
 農業協同組合法施行細則及び愛媛県農林漁業組合等検査規則の一部を改正する規則..... (農業経済課) ... 219  
 愛媛県土地改良法施行細則及び愛媛県土地改良財産の管理及び処分に関する規則の一部を改正する規則..... (農地整備課) ... 221  
 愛媛県家畜保健衛生所手数料規則の一部を改正する規則..... (畜産課) ... 221  
 愛媛県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則..... (漁港課) ... 222

## 告 示

保安林の指定の解除..... (森林整備課) ... 222  
 基本測量の実施の通知..... (道路維持課) ... 223

## 訓 令

愛媛県処務細則の一部を改正する訓令..... (人事課) ... 223

## 教育委員会規則

技能労務職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則..... (教育総務課) ... 226  
 愛媛県文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則..... (文化財保護課) ... 226  
 愛媛県教育職員の免許に関する規則の一部を改正する規則..... (義務教育課) ... 227

## 教育委員会訓令

愛媛県県立学校教育課程基準の一部を改正する訓令..... (高校教育課) ... 275

## 人事委員会規則

職員の採用及び昇任に関する規則の一部を改正する規則..... (人事委員会事務局) ... 276  
 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則..... ( " ) ... 277  
 職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則..... ( " ) ... 277  
 職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則..... ( " ) ... 279  
 職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する規則及び職員の自己啓発等休業に関する規則の一部を改正する規則..... ( " ) ... 280  
 職員の休日、休暇及び勤務時間等に関する規則及び教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則..... ( " ) ... 281

## 選挙管理委員会告示

不在者投票のできる施設の指定の一部改正..... (選挙管理委員会) ... 284  
 政治団体の設立の届出..... ( " ) ... 285  
 政治団体の届出事項の異動の届出..... ( " ) ... 285  
 政治団体の解散の届出..... ( " ) ... 286  
 資金管理団体の指定の届出..... ( " ) ... 286  
 政治団体の収支報告書の要旨の公表(2件)..... ( " ) ... 286

## 県議会告示

愛媛県議会会議規則の一部改正..... (議会事務局) ... 287

## 県議会訓令

愛媛県議会議事局規程の一部を改正する訓令..... (議会事務局) ... 288

## 公営企業管理規程

愛媛県企業職員就業規程の一部を改正する規程..... (公営企業管理局総務課) ... 289  
 愛媛県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程..... ( " ) ... 291  
 愛媛県立病院料金規程の一部を改正する管理規程..... ( " ) ... 291

## 公営企業訓令

愛媛県企業職員の特殊勤務手当支給規則の一部を改正する訓令..... (公営企業管理局総務課) ... 293

規 則

○愛媛県規則第18号

愛媛県立農業大学校規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成31年 3月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県立農業大学校規則の一部を改正する規則

愛媛県立農業大学校規則（昭和58年愛媛県規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																																																
<p>（教科及び単位数）</p> <p><b>第7条</b> 総合農学科の教科及び単位数は、<u>校長が定める</u></p> <p>—。</p> <p>2 省略</p> <p>（教科及び単位数）</p> <p><b>第26条</b> アグリビジネス科の教科及び単位数は、<u>校長が定める</u></p> <p>—。</p> <p>2 省略</p> <p>（入学資格）</p> <p><b>第27条</b> アグリビジネス科に入学できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 学校教育法による短期大学を卒業した者（<u>同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。</u>）</p> <p>(2)・(3) 省略</p>	<p>（教科及び単位数）</p> <p><b>第7条</b> 総合農学科の教科及び単位数は、<u>別表第1のとおりとする。</u></p> <p>2 省略</p> <p>（教科及び単位数）</p> <p><b>第26条</b> アグリビジネス科の教科及び単位数は、<u>別表第2のとおりとする。</u></p> <p>2 省略</p> <p>（入学資格）</p> <p><b>第27条</b> アグリビジネス科に入学できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 学校教育法による短期大学を卒業した者 _____</p> <p>(2)・(3) 省略</p> <p><b>別表第1（第7条関係）</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">科目</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">種類</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">単位数</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">卒業に必要単位数</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">必修</th> <th style="text-align: center;">選択</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6" style="text-align: center;">教養科目</td> <td>暮らしと経済（環境）</td> <td style="text-align: center;">講義</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td rowspan="12" style="text-align: center;">必修科目 60単位 （農産園芸コース について は、野菜 栽培各論 又は花き 栽培各論 のいずれ かを選択 すること。）及 び選択科 目40単位 以上</td> </tr> <tr> <td>暮らしと法律</td> <td style="text-align: center;">講義</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td>英語</td> <td style="text-align: center;">講義</td> <td style="text-align: center;">2</td> </tr> <tr> <td>英語</td> <td style="text-align: center;">講義</td> <td style="text-align: center;">2</td> </tr> <tr> <td>情報処理</td> <td style="text-align: center;">演習</td> <td style="text-align: center;">2</td> </tr> <tr> <td>情報処理</td> <td style="text-align: center;">演習</td> <td style="text-align: center;">2</td> </tr> <tr> <td rowspan="11" style="text-align: center;">専門科目</td> <td>農業経営</td> <td style="text-align: center;">講義</td> <td style="text-align: center;">2</td> </tr> <tr> <td>農業簿記</td> <td style="text-align: center;">講義</td> <td style="text-align: center;">2</td> </tr> <tr> <td>農村社会</td> <td style="text-align: center;">講義</td> <td style="text-align: center;">2</td> </tr> <tr> <td>農業と環境</td> <td style="text-align: center;">講義</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td>農業概論</td> <td style="text-align: center;">講義</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td>病虫害と防除計画</td> <td style="text-align: center;">講義</td> <td style="text-align: center;">2</td> </tr> <tr> <td>土壌肥料概論</td> <td style="text-align: center;">講義</td> <td style="text-align: center;">2</td> </tr> <tr> <td>農業気象</td> <td style="text-align: center;">講義</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td>農業機械利用</td> <td style="text-align: center;">演習</td> <td style="text-align: center;">2</td> </tr> <tr> <td>農業機械利用</td> <td style="text-align: center;">演習</td> <td style="text-align: center;">2</td> </tr> <tr> <td>農業組織論</td> <td style="text-align: center;">講義</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td>農業経営分析・設計</td> <td style="text-align: center;">講義</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> </tbody> </table>	科目	種類	単位数		卒業に必要単位数	必修	選択	教養科目	暮らしと経済（環境）	講義	2	必修科目 60単位 （農産園芸コース について は、野菜 栽培各論 又は花き 栽培各論 のいずれ かを選択 すること。）及 び選択科 目40単位 以上	暮らしと法律	講義	1	英語	講義	2	英語	講義	2	情報処理	演習	2	情報処理	演習	2	専門科目	農業経営	講義	2	農業簿記	講義	2	農村社会	講義	2	農業と環境	講義	1	農業概論	講義	1	病虫害と防除計画	講義	2	土壌肥料概論	講義	2	農業気象	講義	1	農業機械利用	演習	2	農業機械利用	演習	2	農業組織論	講義	1	農業経営分析・設計	講義	1
科目	種類			単位数			卒業に必要単位数																																																										
		必修	選択																																																														
教養科目	暮らしと経済（環境）	講義	2	必修科目 60単位 （農産園芸コース について は、野菜 栽培各論 又は花き 栽培各論 のいずれ かを選択 すること。）及 び選択科 目40単位 以上																																																													
	暮らしと法律	講義	1																																																														
	英語	講義	2																																																														
	英語	講義	2																																																														
	情報処理	演習	2																																																														
	情報処理	演習	2																																																														
専門科目	農業経営	講義	2																																																														
	農業簿記	講義	2																																																														
	農村社会	講義	2																																																														
	農業と環境	講義	1																																																														
	農業概論	講義	1																																																														
	病虫害と防除計画	講義	2																																																														
	土壌肥料概論	講義	2																																																														
	農業気象	講義	1																																																														
	農業機械利用	演習	2																																																														
	農業機械利用	演習	2																																																														
	農業組織論	講義	1																																																														
農業経営分析・設計	講義	1																																																															

		農業政策と行政	講義	1
		生物工学	演習	2
		農産物貿易と海外農業	講義	2
		農業生産工程管理の導入と認証	講義	1
専 攻 科 目	農 産 園 芸 コ ー ス	植物育種	講義	2
		植物生理	講義	2
		土壌・植物調査法	講義	2
		野菜・花き・作物栽培概論	講義	3
		農畜産物加工	演習	1
		農畜産物加工	演習	1
		先進事例研修	演習	2
		先進事例研修	演習	2
		土壌と肥料設計	講義	2
		病害虫と防除計画	講義	2
		施設園芸概論	講義	2
		野菜栽培各論	講義	2
		花き栽培各論	講義	2
		作物栽培各論	講義	2
		農産物流通	講義	1
		卒業論文	演習	3
	果 樹 コ ー ス	植物育種	講義	2
		植物生理	講義	2
		土壌・植物調査法	講義	2
		果樹栽培概論	講義	3
		農畜産物加工	演習	1
		農畜産物加工	演習	1
		先進事例研修	演習	2
		先進事例研修	演習	2
		土壌と肥料設計	講義	2
		病害虫と防除計画	講義	2
		施設園芸概論	講義	2
		果樹栽培各論	講義	2
かんきつ論	講義	2		
果樹流通	講義	1		
卒業論文	演習	3		
畜 産 コ ー ス	家畜生理	講義	2	
	家畜解剖	講義	2	
	家畜育種と繁殖	講義	2	
	飼料栄養	講義	1	
	飼料栄養	講義	2	
	家畜飼養管理	講義	2	
	家畜飼養管理	講義	3	
農畜産物加工	演習	1		

	農畜産物加工	演習	1
	先進事例研修	演習	2
	先進事例研修	演習	2
	畜産流通	講義	1
	畜産経営	講義	2
	環境保全とふん尿処理	講義	1
	家畜衛生	講義	2
	卒業論文	演習	3
実習	専攻実習	実習	22
	専攻実習	実習	23

別表第2 (第26条関係)

科目	種類	単位数		卒業に必要単位数
		必修	選択	
教養科目	実践英語	講義	2	必修科目 66単位 (専攻科目1又は専攻科目2のいずれかを選択すること。)及び選択科目28単位以上
	組織リーダー論	講義	2	
専門科目	農業の国際化と貿易戦略	講義	2	
	農業経営管理	講義	1	
	農業経営管理	講義	2	
	情報システム論	講義	2	
	農村整備	講義	2	
	農畜産物加工学	講義	2	
	農畜産物加工学	講義	2	
	先進農家セミナー	講義	2	
	先進農家セミナー	講義	2	
	環境保全型農業	講義	2	
	基礎栄養学	講義	1	
	食の安全と衛生	講義	1	
	農政時事	講義	1	
	マーケティング論	講義	2	
	法人経営学	講義	2	
	農業機械・施設学	講義	2	
	地域営農論	講義	1	
	地域づくり論	講義	1	
	食品加工法規	講義	1	
	食品の微生物基礎	講義	1	
農業経営法規	講義	1		
専攻科目1	生産システム学	講義	2	
	生産システム学	講義	3	
	土壌肥料学	講義	2	
	応用昆虫学	講義	2	
	植物病理学	講義	2	
	植物栄養学	講義	2	
	応用生物工学	講義	2	

	貯蔵流通技術	講義	1	
	卒業論文	演習	3	
専攻科	家畜育種学	講義	1	
目 2	家畜育種学	講義	1	
	家畜繁殖学	講義	2	
	飼料学	講義	1	
	飼料学	講義	1	
	家畜栄養学	講義	1	
	家畜栄養学	講義	1	
	家畜解剖学	講義	1	
	家畜解剖学	講義	1	
	家畜飼養学	講義	2	
	家畜飼養学	講義	1	
	家畜衛生学	講義	2	
	ふん尿の高度処理技術	講義	1	
	卒業論文	演習	3	
実習	専攻実習	実習	17	
	専攻実習	実習	18	
	食品加工実習	実習	2	
	食品加工実習	実習	2	
	アグリビジネス体験実習	実習	4	
	アグリビジネス体験実習	実習	4	

**附 則**

この規則は、平成31年 4月 1日から施行する。

○愛媛県規則第19号

農業協同組合法施行細則及び愛媛県農林漁業組合等検査規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成31年 3月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

**農業協同組合法施行細則及び愛媛県農林漁業組合等検査規則の一部を改正する規則**

(農業協同組合法施行細則の一部改正)

**第 1 条** 農業協同組合法施行細則(昭和35年愛媛県規則第26号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(用語の意義) <b>第 1 条</b> この規則において、「法」とは農業協同組合法(昭和22年法律第132号)を、「組合」とは農業協同組合及び農業協同組合連合会を   、「法人」とは農事組合法人をいう。 (総会又は総代会の決議等に関する報告) <b>第 6 条</b> 組合は、総会又は総代会において次に掲げる事項を決議したときは、2週間以内に総会(総代会)議事録謄本に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。ただ	(用語の意義) <b>第 1 条</b> この規則において、「法」とは農業協同組合法(昭和22年法律第132号)を、「組合」とは農業協同組合及び農業協同組合連合会を、「中央会」とは農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律第63号。以下「改正法」という。)附則第9条の規定によりなお存続するものとされた農業協同組合中央会を、「法人」とは農事組合法人をいう。 (総会又は総代会の決議等に関する報告) <b>第 6 条</b> 組合及び中央会は、総会又は総代会において次に掲げる事項を決議したときは、2週間以内に総会(総代会)議事録謄本に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。ただ

し、出資組合にあつては第4号の書類のうち財産目録を、非出資組合にあつては同号の書類のうち貸借対照表及び損益計算書を除くものとする。

(1)～(4) 省略

2 省略

(役員又は参事、会計主任の変更に関する報告)

第7条 省略

2 省略

3 組合\_\_\_\_\_は、前2項の役職員(農業協同組合の場合にあつては、代表理事、組合長若しくは理事長、専務理事、常務理事、経営管理委員会会長若しくはその他の常勤の役員又は参事若しくは会計主任に限る。)が退職し又は死亡したときは、直ちにその職、氏名及び異動の事由を知事に報告しなければならない。

(組合員又は会員の請求権行使の場合の措置)

第15条 組合\_\_\_\_\_は、次に掲げる請求があつたときは、直ちにその請求書の写しに請求に対する処置方針を記載した書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1)～(3) 省略

(4) 法第43条の3第2項(法第48条第7項\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_において準用する場合を含む。)の規定による総会又は総代会の招集の請求

(5) 省略

(監査報告)

第18条 組合\_\_\_\_\_は、監事が組合\_\_\_\_\_の財産の状況又は業務の執行の状況を監査したときは、次に掲げる事項を記載した書面に監査意見書の写しを添えて知事に提出しなければならない。

(1)・(2) 省略

し、出資組合にあつては第4号の書類のうち財産目録を、非出資組合にあつては同号の書類のうち貸借対照表及び損益計算書を除くものとする。

(1)～(4) 省略

2 省略

(役員又は参事、会計主任の変更に関する報告)

第7条 省略

2 省略

3 組合又は中央会は、前2項の役職員(農業協同組合の場合にあつては、代表理事、組合長若しくは理事長、専務理事、常務理事、経営管理委員会会長若しくはその他の常勤の役員又は参事若しくは会計主任に限る。)が退職し又は死亡したときは、直ちにその職、氏名及び異動の事由を知事に報告しなければならない。

(組合員又は会員の請求権行使の場合の措置)

第15条 組合又は中央会は、次に掲げる請求があつたときは、直ちにその請求書の写しに請求に対する処置方針を記載した書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1)～(3) 省略

(4) 法第43条の3第2項(法第48条第7項及び改正法附則第10条

の規定によりなおその効力を有するものとされた改正法第1条の規定による改正前の法第73条の37において準用する場合を含む。)の規定による総会又は総代会の招集の請求

(5) 省略

(監査報告)

第18条 組合及び中央会は、監事が組合及び中央会の財産の状況又は業務の執行の状況を監査したときは、次に掲げる事項を記載した書面に監査意見書写\_\_\_\_\_を添えて知事に提出しなければならない。

(1)・(2) 省略

(愛媛県農林漁業組合等検査規則の一部改正)

第2条 愛媛県農林漁業組合等検査規則(昭和38年愛媛県規則第57号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(検査の目的)</p> <p>第2条 検査は、農業協同組合、農業協同組合連合会_____、農業共済組合、水産業協同組合、森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会(以下「組合等」と総称する。)の業務及び会計の状況を実地に検討し、適切な指導を行い、その経営又は事業運営の改善向上を図り、もつて組合等の健全な発展に資することを目的とする。</p> <p>様式第1号(第9条関係) 検査通知書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>省略</p> <p>_____の規定に基づき、貴 <span style="display: inline-block; vertical-align: middle; text-align: center;">組合 連合会</span> の検査を次のとおり実施する。</p> <p>省略</p> </div> <p>注 省略</p>	<p>(検査の目的)</p> <p>第2条 検査は、農業協同組合、農業協同組合連合会、<u>農業協同組合中央会</u>、農業共済組合、水産業協同組合、森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会(以下「組合等」と総称する。)の業務及び会計の状況を実地に検討し、適切な指導を行い、その経営又は事業運営の改善向上を図り、もつて組合等の健全な発展に資することを目的とする。</p> <p>様式第1号(第9条関係) 検査通知書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>省略</p> <p>_____の規定に基づき、貴 <span style="display: inline-block; vertical-align: middle; text-align: center;">組合 連合会 中央会</span> の検査を次のとおり実施する。</p> <p>省略</p> </div> <p>注 省略</p>

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

○愛媛県規則第20号

愛媛県土地改良法施行細則及び愛媛県土地改良財産の管理及び処分に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成31年 3月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県土地改良法施行細則及び愛媛県土地改良財産の管理及び処分に関する規則の一部を改正する規則

(愛媛県土地改良法施行細則の一部改正)

第1条 愛媛県土地改良法施行細則(昭和40年愛媛県規則第45号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><b>様式第18号</b>(第17条関係)</p> <p style="text-align: center;">土地改良区連合設立認可申請書</p> <p>省略</p> <p>愛媛県知事 _____ 様</p> <p style="margin-left: 40px;">事務所所在地</p> <p style="margin-left: 80px;">甲 _____ 土地改良区 理事長 _____ 印</p> <p>申請者</p> <p style="margin-left: 40px;">事務所所在地</p> <p style="margin-left: 80px;">乙 _____ 土地改良区 理事長 _____ 印</p> <p>甲及び乙は、その事業の一部を行うため、_____ 土地改良区連合 _____ を設立したいので認可されたく次の書類を添えて申請します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 省略</li> <li>2 事業の実施に関する計画書</li> <li>3 事業費の細目及び _____ 資金計画を記載した書面</li> <li>4 省略</li> <li>5 業務の執行及び _____ 会計経理に関する事項を記載した書面</li> </ol>	<p><b>様式第18号</b> _____</p> <p style="text-align: center;">土地改良区連合設立認可申請書</p> <p>省略</p> <p>愛媛県知事様</p> <p style="margin-left: 40px;">事務所所在地</p> <p style="margin-left: 80px;">甲土地改良区 理事長 氏 _____ 名印</p> <p style="margin-left: 40px;">事務所所在地</p> <p style="margin-left: 80px;">乙土地改良区 理事長 氏 _____ 名印</p> <p>甲土地改良区と乙土地改良区は何事業を共同して行なうため、何土地改良区連合を設立したいので認可されたく次の書類を添えて申請します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 省略</li> <li>2 土地改良事業計画書</li> <li>3 事業費の細目および資金計画を記載した書面</li> <li>4 省略</li> <li>5 業務の執行および会計経理に関する事項を記載した書面</li> </ol>

(愛媛県土地改良財産の管理及び処分に関する規則の一部改正)

第2条 愛媛県土地改良財産の管理及び処分に関する規則(昭和59年愛媛県規則第30号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																																
<p><b>様式第1号</b>(第4条、様式第8号関係) 土地改良財産台帳</p> <p>様式第1号(その1)~様式第1号(その4) 省略</p> <p>様式第1号(その5)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">省略</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td>事業名</td> <td>種類又は 名称</td> <td>省略</td> <td>取得価額</td> <td>耐用年数</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="8" style="text-align: center;">~~~~~</td> </tr> </table> <p>様式第1号(その6) 省略</p>	省略								省略	事業名	種類又は 名称	省略	取得価額	耐用年数	省略		~~~~~								<p><b>様式第1号</b>(第4条 _____ 関係) 土地改良財産台帳</p> <p>様式第1号(その1)~様式第1号(その4) 省略</p> <p>様式第1号(その5)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">省略</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td>種類</td> <td>省略</td> <td>購入価格及び補償金 額</td> <td>省略</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td colspan="8" style="text-align: center;">~~~~~</td> </tr> </table> <p>様式第1号(その6) 省略</p>	省略								省略	種類	省略	購入価格及び補償金 額	省略				~~~~~							
省略																																																	
省略	事業名	種類又は 名称	省略	取得価額	耐用年数	省略																																											
~~~~~																																																	
省略																																																	
省略	種類	省略	購入価格及び補償金 額	省略																																													
~~~~~																																																	

附 則

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第2条の規定による改正前の愛媛県土地改良財産の管理及び処分に関する規則様式第1号(その5)の規定は、この規則の施行の日以後に調製する書類について適用し、同日前に調製した書類については、なお従前の例による。

○愛媛県規則第21号

愛媛県家畜保健衛生所手数料規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成31年 3月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県家畜保健衛生所手数料規則の一部を改正する規則

愛媛県家畜保健衛生所手数料規則（昭和40年愛媛県規則第6号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>家畜保健衛生所使用料及び手数料条例（昭和25年愛媛県条例第40号）第3条の規定により知事が定める手数料の額は次のとおりとする。</p> <p>1 農業保険法施行規則第117条第1項及び第166条の規定に基づき、診療その他の行為によって組合員等が負担すべき費用の内容に応じて農林水産大臣が定める点数等を定める件（平成30年10月農林水産省告示第2154号）に定める家畜共済診療点数表（以下「点数表」という。）の種別欄に掲げる診療その他の行為（次号に掲げるものを除く。）</p> <p>ア 農業保険法（昭和22年法律第185号）の規定に基づき家畜共済に付していない家畜 点数表に定めるB種の点数に10円を乗じて得た額</p> <p>イ 農業保険法の規定に基づき家畜共済に付している家畜 点数表に定めるB種の点数とA種の点数の差の2分の1にA種点数を加えた点数に10円を乗じて得た額</p> <p>ウ 省略</p> <p>2・3 省略</p>	<p>家畜保健衛生所使用料及び手数料条例（昭和25年愛媛県条例第40号）第3条の規定により知事が定める手数料の額は次のとおりとする。</p> <p>1 農業災害補償法施行規則により診療その他の行為によつて組合員が負担すべき費用の内容に応じて農林大臣が定める点数等を定める件（昭和30年10月農林省告示第778号）に定める家畜共済診療点数表（以下「点数表」という。）の種別欄に掲げる診療その他の行為（次号に掲げるものを除く。）</p> <p>ア 農業災害補償法（昭和22年法律第185号。以下「法」という。）の規定に基づき家畜共済に付していない家畜 点数表に定めるB種の点数に10円を乗じて得た額</p> <p>イ 法 の規定に基づき家畜共済に付している家畜 点数表に定めるB種の点数とA種の点数の差の2分の1にA種点数を加えた点数に10円を乗じて得た額</p> <p>ウ 省略</p> <p>2・3 省略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県規則第22号

愛媛県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成31年 3月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県漁港管理条例施行規則（昭和39年愛媛県規則第88号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（占用の期間）</p> <p>第6条 条例第9条第1項の占用の期間は、<u>10年</u>を超えない。ただし、知事が特別の必要があると認めた場合においては、この限りでない。</p> <p>2 省略</p>	<p>（占用の期間）</p> <p>第6条 条例第9条第1項の占用の期間は、<u>工作物の設置を目的とする占用にあつては3年、その他のものにあつては1月</u>を超えない。ただし、知事が特別の必要があると認めた場合においては、この限りでない。</p> <p>2 省略</p>

附 則

- この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 改正後の愛媛県漁港管理条例施行規則第6条第1項の規定は、この規則の施行の日以後の申請に係る占用について適用し、同日前の申請に係る占用については、なお従前の例による。

告 示

○愛媛県告示第266号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成31年 3月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 解除に係る保安林の所在場所  
南宇和郡愛南町御荘和口1099の3、1124の2から1124の4まで



- (2) 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- (3) 解除の理由  
指定理由の消滅
- 2(1) 解除に係る保安林の所在場所  
南宇和郡愛南町御荘長月2210の2 から2210の5 まで、2216の2
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 解除の理由  
指定理由の消滅
- 3(1) 解除に係る保安林の所在場所  
南宇和郡愛南町御荘長月2210の2 から2210の5 まで、2216の2
- (2) 保安林として指定された目的

- 干害の防備
- (3) 解除の理由  
指定理由の消滅

○愛媛県告示第267号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成31年 3月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 作業種類 基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正）  
基本測量（国土広域情報 修正）
- 2 作業期間 平成31年 4月 1日から  
平成32年 3月31日まで
- 3 作業地域 愛媛県全域

訓 令

○愛媛県訓令第3号

庁 中 一 般  
各 地 方 機 関

愛媛県処務細則の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年 3月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県処務細則の一部を改正する訓令

愛媛県処務細則（昭和29年愛媛県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>( 出勤 )</p> <p><b>第36条</b> 職員は、定刻までに出勤しなければ _____ならない。</p> <p>( 勤務時間記録簿の作成 )</p> <p><b>第36条の2</b> 所属長は、勤務時間記録簿（様式第1号）を作成しなければならない。</p> <p>( 勤務時間記録簿等の整理保管等 )</p> <p><b>第38条</b> 前2条に規定する勤務時間記録簿等は、所属長が整理保管の任に当たる。</p> <p>2 勤務時間記録簿等の整理保管の方法、休暇承認の手続等については、別に定める。</p> <p>( 勤務時間記録簿等の検査等 )</p> <p><b>第39条</b> 人事課長は、必要と認めるときは、前条第1項の整理保管者に対し、勤務時間記録簿等の提出を求め、又は検査をすることができる。</p> <p>( 転地療養及び証人、鑑定人等としての出頭 )</p> <p><b>第40条</b> 転地療養のため県内を離れようとする者は、第37条の承認を受ける際、転地療養届（様式第5号）を、医師の診断書を添えて、提出しなければならない。</p> <p>2 職員の証人、参考人又は鑑定人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署の召喚に応じようとするときは、第37条の承認を受ける際その旨を所属長に召喚状を提示して届け出なければならない。</p>	<p>( 出勤 )</p> <p><b>第36条</b> 職員は、定刻までに出勤し、備付けの出勤簿（様式第1号）に自ら押印しなければならない。</p> <p>( 出勤簿等 _____ の整理保管等 )</p> <p><b>第38条</b> 前2条に規定する出勤簿等は、課長 _____ が整理保管の任に当たる。</p> <p>2 出勤簿等 _____ の整理保管の方法、休暇承認の手続等については別に 定める。</p> <p>( 出勤簿 _____ の検査等 )</p> <p><b>第39条</b> 人事課長は、必要と認めるときは、前条第1項の整理保管者に対し、出勤簿等 _____ の提出を求め、又は検査をすることができる。</p> <p>( 転地療養及び証人、鑑定人等としての出頭 )</p> <p><b>第40条</b> 転地療養のため県内を離れようとする者は、第36条の承認を受ける際、転地療養届（様式第5号）を、医師の診断書を添えて、提出しなければならない。</p> <p>2 職員の証人、参考人又は鑑定人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署の召喚に応じようとするときは、第36条の承認を受ける際その旨を所属長に召喚状を提示して届け出なければならない。</p>

様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第36条の2関係） 勤務時間記録簿

勤務時間記録簿

所属コード	
所属名	
職員番号	
氏名	

日付	曜日	種別	年 月分				正規の勤務						超過勤務						休日勤務						休暇・職務専念義務免除等				備考										
			勤務時間		休憩時間		勤務時間		休憩時間1		休憩時間2		勤務時間		休憩時間1		休憩時間2		休暇等時間1		休暇等時間2																		
			開始時刻	終了時刻	開始時刻	終了時刻	開始時刻	終了時刻	開始時刻	終了時刻	開始時刻	終了時刻	開始時刻	終了時刻	開始時刻	終了時刻	開始時刻	終了時刻	開始時刻	終了時刻	開始時刻	終了時刻																	
1日																																							
2日																																							
3日																																							
4日																																							
5日																																							
6日																																							
7日																																							
8日																																							
9日																																							
10日																																							
11日																																							
12日																																							
13日																																							
14日																																							
15日																																							
16日																																							
17日																																							
18日																																							
19日																																							
20日																																							
21日																																							
22日																																							
23日																																							
24日																																							
25日																																							
26日																																							
27日																																							
28日																																							
29日																																							
30日																																							
31日																																							

平成31年3月29日

愛媛県報

第3064号

附 則

この訓令は、平成31年 4月 1日から施行する。

教育委員会規則

○愛媛県教育委員会規則第 1 号

技能労務職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成31年 3月29日

愛媛県教育委員会

教育長 三 好 伊佐夫

技能労務職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則（昭和27年愛媛県教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（年次有給休暇）</p> <p><b>第 5 条</b> 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 <u>所属長は、第 1 項の規定による年次休暇（同項の規定により付与される年次休暇の日数が10日以上である職員に係るものに限る。）の日数のうち 5 日（前項の規定により年次休暇を与えた場合においては、当該与えた年次休暇の日数（当該日数が 5 日を超える場合には、5 日とする。）を差し引いた日数）については、職員ごとにその時期を定めることにより与えるものとする。</u></p> <p>4 省略</p> <p><b>第11条</b> 省略</p> <p>（時間外勤務を命ずる時間及び月の上限）</p> <p><b>第11条の 2</b> <u>職員に正規の勤務時間外の勤務を命ずる場合における当該勤務を命ずる時間及び月数の上限については、人事委員会規則第10条の 2 の 2 の例による。</u></p>	<p>（年次有給休暇）</p> <p><b>第 5 条</b> 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 省略</p> <p><b>第11条</b> 省略</p>

附 則

この規則は、平成31年 4月 1日から施行する。

○愛媛県教育委員会規則第 2 号

愛媛県文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成31年 3月29日

愛媛県教育委員会

教育長 三 好 伊佐夫

愛媛県文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県文化財保護条例施行規則（昭和32年愛媛県教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（管理責任者選任等の届出）</p> <p><b>第 6 条</b> <u>条例第12条第 3 項の規定による管理責任者を選任、変更又は解任したときの届出は、様式第 3 号によらなければならない。</u></p> <p><b>様式第 3 号</b>（第 6 条関係）</p> <p style="text-align: center;">（選任）</p> <p style="text-align: center;">愛媛県指定有形文化財管理責任者（<u>変更</u>）届</p> <p style="text-align: center;">（解任）</p> <p>省略</p>	<p>（管理責任者選任の届出）</p> <p><b>第 6 条</b> 条例第12条第 3 項の規定による管理責任者を選任又は__<u>__</u>解任したときの届出は、様式第 3 号によらなければならない。</p> <p><b>様式第 3 号</b>（第 6 条関係）</p> <p style="text-align: center;">（選任）</p> <p style="text-align: center;">愛媛県指定有形文化財管理責任者__<u>__</u>届</p> <p style="text-align: center;">（解任）</p> <p>省略</p>

(選任)

次のとおり管理責任者を(変更)したから、愛媛県文化財保

(解任)

護条例(昭和32年愛媛県条例第11号)第12条第3項の規定により、お届けします。

省略	
旧管理責任者の住所及び氏名	
新管理責任者の住所及び氏名	
(選任)	
(変更)の年月日	
(解任)	
(選任)	
(変更)の理由	
(解任)	
省略	

注 省略

(選任)

次のとおり管理責任者を\_\_\_\_\_したから、愛媛県文化財保

(解任)

護条例(昭和32年愛媛県条例第11号)第12条第3項の規定により、お届けします。

省略	
管理責任者_____の住所及び氏名	
(選任)	
_____の年月日	
(解任)	
(選任)	
_____の理由	
(解任)	
省略	

注 省略

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

○愛媛県教育委員会規則第3号

愛媛県教育職員の免許に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成31年3月29日

愛媛県教育委員会

教育長 三好伊佐夫

愛媛県教育職員の免許に関する規則の一部を改正する規則

愛媛県教育職員の免許に関する規則(昭和37年愛媛県教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前																																										
<p><b>第5条</b> 教育職員検定により普通免許状の授与を受ける場合の単位の修得方法は、別表第1から別表第10までに定めるところによる。</p>		<p>(単位の修得方法)</p> <p><b>第5条</b> 他の種類の免許状を取得する場合の単位の修得方法については、次の表(第1表から第24表まで)の定めるところによる。</p> <p><b>第1表</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">免許状授与の根拠</th> <th rowspan="2">受けようとする免許状の種類</th> <th rowspan="2">在職年数</th> <th rowspan="2">総単位数</th> <th colspan="2">教科に関する科目</th> <th colspan="2">教職に関する科目</th> <th rowspan="2">教科又は教職に関する科目単位数</th> </tr> <tr> <th>単位数</th> <th>最低修得単位の配分</th> <th>単位数</th> <th>最低修得単位の配分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">法別表第3</td> <td rowspan="3">幼稚園教諭1種免許状</td> <td>5</td> <td>45</td> <td>4</td> <td>法施行規則第2条第1項に定めるところによる。</td> <td>20</td> <td>第15表による。</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>40</td> <td>4</td> <td>同上</td> <td>18</td> <td>同上</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>35</td> <td>3</td> <td>同上</td> <td>16</td> <td>同上</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table>							免許状授与の根拠	受けようとする免許状の種類	在職年数	総単位数	教科に関する科目		教職に関する科目		教科又は教職に関する科目単位数	単位数	最低修得単位の配分	単位数	最低修得単位の配分	法別表第3	幼稚園教諭1種免許状	5	45	4	法施行規則第2条第1項に定めるところによる。	20	第15表による。	6	6	40	4	同上	18	同上	5	7	35	3	同上	16	同上	5
免許状授与の根拠	受けようとする免許状の種類	在職年数	総単位数	教科に関する科目		教職に関する科目		教科又は教職に関する科目単位数																																				
				単位数	最低修得単位の配分	単位数	最低修得単位の配分																																					
法別表第3	幼稚園教諭1種免許状	5	45	4	法施行規則第2条第1項に定めるところによる。	20	第15表による。	6																																				
		6	40	4	同上	18	同上	5																																				
		7	35	3	同上	16	同上	5																																				

	8	30	3	同上	14	同上	4
	9	25	2	同上	13	同上	4
	10	20	2	同上	11	同上	3
	11	15	1	同上	9	同上	3
	12	10	1	同上	7	同上	2
幼稚園教諭2種免許状	6	45	5	同上	30	同上	
	7	40	4	同上	27	同上	
	8	35	4	同上	24	同上	
	9	30	3	同上	21	同上	
	10	25	3	同上	18	同上	
	11	20	2	同上	15	同上	
	12	15	2	同上	12	同上	
	13	10	1	同上	9	同上	

第2表

免許状授与の根拠	受けようとする免許状の種類	在職年数	総単位数	教科に関する科目		教職に関する科目		教科又は教職に関する科目		
				単位数	最低修得単位の配分	単位数	最低修得単位の配分	単位数		
法別表第3	小学校教諭1種免許状	5	45	4	法施行規則第3条第1項に定めるところによる。	21	第16表による。	5		
		6	40	4	同上	19	同上	5		
		7	35	3	同上	17	同上	4		
		8	30	3	同上	15	同上	4		
		9	25	2	同上	13	同上	3		
		10	20	2	同上	11	同上	3		
		11	15	1	同上	9	同上	2		
		12	10	1	同上	7	同上	2		
		小学校教諭2種免許状	小学校教諭2種免許状	6	45	4	同上	29	同上	2
				7	40	4	同上	26	同上	2
				8	35	3	同上	23	同上	2
				9	30	3	同上	20	同上	2
10	25			2	同上	17	同上	1		
11	20			2	同上	14	同上	1		
12	15			1	同上	11	同上	1		
13	10	1	同上	8	同上	1				

第3表

免許状授与の根拠	受けようとする免許状の種類	在職年数	総単位数	教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目
----------	---------------	------	------	----------	----------	--------------

与の 根拠	許状 の種 類	年 数	位 数	単 位 数	最低修得 単位の配 分	単 位 数	最低修得単 位の配分	単位数
法別 表第 3	中学 校教 諭1 種免 許状	5	45	10	第14表に よる。	16	第17表によ る。	4
		6	40	9	同上	14	同上	4
		7	35	8	同上	13	同上	3
		8	30	7	同上	11	同上	3
		9	25	6	同上	10	同上	3
		10	20	5	同上	8	同上	3
		11	15	4	同上	7	同上	2
		12	10	3	同上	5	同上	2
	中学 校教 諭2 種免 許状	6	45	10	同上	21	同上	4
		7	40	9	同上	19	同上	4
		8	35	8	同上	17	同上	3
		9	30	7	同上	15	同上	3
		10	25	6	同上	12	同上	2
	11	20	5	同上	10	同上	2	
	12	15	4	同上	8	同上	1	
	13	10	3	同上	6	同上	1	

第4表

免許 状授 与の 根拠	受け よう とす る免 許状 の種 類	在 職 年 数	総 単 位 数	教科に関する 科目		教職に関する 科目		教科又 は教職 に関す る科目
				単 位 数	最低修得単 位の配分	単 位 数	最低修得単 位の配分	
法別 表第 3	高等 学校 教諭 1種 免許 状	5	45	10	第14表によ る。	12	第18表によ る。	8
		6	40	9	同上	11	同上	7
		7	35	8	同上	10	同上	7
		8	30	7	同上	9	同上	6
		9	25	6	同上	7	同上	5
		10	20	5	同上	6	同上	4
		11	15	4	同上	5	同上	4
		12	10	3	同上	4	同上	3

第5表

免許 状授 与の 根拠	受けよう とする免 許状の種 類	在 職 年 数	総 単 位 数	教科に関す る科目		教職に関す る科目		備考
				単 位 数	最低修 得単位 の配分	単 位 数	最低修 得単位 の配分	

法附則第5項	中学校教諭1種免許状基礎資格番号1号	10	10	4	第14表による。	6	第17表による。	旧中教 所有者 免 旧実免
	中学校教諭1種免許状基礎資格番号2号	3	10	4	同上	6	同上	専4卒の者
	中学校教諭1種免許状基礎資格番号3号		10	4	同上	6	同上	旧学士 所有者 旧学位
	高等学校教諭専修免許状基礎資格番号4号	5	10	6	同上	4	第18表による。	専4卒の者
	高等学校教諭専修免許状基礎資格番号5号	1	10	4	同上	6	同上	旧学士・旧学位所有者

第6表

免許状授与の根拠	受けようとする免許状の種類	在職年数	総単位数	教科に関する科目		教職に関する科目	
				単位数	最低修得単位の配分	単位数	最低修得単位の配分
法附則第9項	高等学校教諭1種免許状(実習)(イ)	3	10	5	第14表による。	5	第18表による。
	高等学校教諭1種免許状(実習)(ロ)	3	10	5	同上	5	同上
	高等学校教諭1種免許状(実習)(ハ)	6	10	5	同上	5	同上
	高等学校教諭1種免許状	3	10	5	同上	5	同上



(実習)						
(二)						

第 7 表

免許状授与の根拠	受けようとする免許状の種類	在職年数	総単位数	教科に関する科目		教職に関する科目		教科又は教職に関する科目 単位数
				単位数	最低修得単位の配分	単位数	最低修得単位の配分	
法施行規則第12条(大学3年以上在学者)	幼稚園教諭1種免許状	3	25	2	法施行規則第2条第1項に定めるところによる。	12	第15表による。	6
		4	20	2	同上	10	同上	5
		5	15	1	同上	9	同上	3
	小学校教諭1種免許状	3	25	2	法施行規則第3条第1項に定めるところによる。	13	第16表による。	5
		4	20	2	同上	11	同上	4
		5	15	1	同上	9	同上	3
		6	10	1	同上	7	同上	2
	中学校教諭1種免許状	3	25	6	第14表による。	10	第17表による。	4
		4	20	5	同上	8	同上	3
		5	15	4	同上	7	同上	3
		6	10	3	同上	5	同上	2
	高等学校教諭1種免許状	3	25	5	同上	7	第18表による。	8
		4	20	4	同上	6	同上	6
		5	15	4	同上	5	同上	5
	6	10	3	同上	4	同上	3	

第 8 表

免許状授与の根拠	受けようとする免許状の種類	在職年数	総単位数	教科に関する科目		教職に関する科目		教科又は教職に関する科目 単位数
				単位数	最低修得単位の配分	単位数	最低修得単位の配分	
29年改正法附則第8項	高等学校教諭1種	10	90	20	法施行規則第5条に定めるところによる。	24	第18表による。	16

	免許状	11	85	19	第14表による。	23	同上	15				
		12	80	18	同上	22	同上	14				
		13	75	17	同上	20	同上	14				
		14	70	16	同上	19	同上	13				
		15	65	15	同上	18	同上	12				
		16	60	14	同上	17	同上	11				
		17	55	13	同上	15	同上	10				
		18	50	12	同上	14	同上	10				
		19	45	10	同上	13	同上	9				
		20	40	9	同上	12	同上	8				
		21	35	8	同上	10	同上	7				
		22	30	7	同上	9	同上	6				
		23	25	6	同上	8	同上	5				
		24	20	5	同上	7	同上	5				
		25	15	4	同上	5	同上	4				
		26	10	3	同上	4	同上	3				
		法施行規則第34項(看護師養成施設3年制卒業者)	高等学校教諭1種免許状	4	45	10	同上	12	同上	8		
				5	40	9	同上	11	同上	7		
				6	35	8	同上	10	同上	7		
				7	30	7	同上	9	同上	6		
				8	25	6	同上	7	同上	5		
				9	20	5	同上	6	同上	4		
				10	15	4	同上	5	同上	4		
				11	10	3	同上	4	同上	3		
				法施行規則第34項(看護師養成施設2年制卒業者)	高等学校教諭1種免許状	6	60	13	同上	16	同上	11
						7	55	12	同上	15	同上	10
8	50					11	同上	14	同上	9		
9	45	10	同上			12	同上	9				
10	40	9	同上			11	同上	8				
11	35	8	同上			10	同上	7				
12	30	7	同上			9	同上	6				
13	25	6	同上			8	同上	5				
14	20	5	同上			6	同上	5				
15	15	4	同上			5	同上	4				
29年改正法附則第11項	小学校教諭2種免許状	3	15	5	法施行規則第3条第1項に定めるところによる。	5	第16表による。					
		4	10	1	同上	8	同上	1				
	中学校教諭	3	15	10	第14表による。							

	論2種免許状	4	10	3	同上	6	第17表による。	1
	幼稚園教諭2種免許状	3	15	5	法施行規則第2条第1項に定めるところによる。	5	第15表による。	
		4	10	1	同上	9	同上	
29年改正法附則第12項	小学校教諭2種免許状	1	10	5	法施行規則第3条第1項に定めるところによる。	5	第16表による。	
	幼稚園教諭2種免許状	1	10	5	法施行規則第2条第1項に定めるところによる。	5	第15表による。	
29年改正法附則第13項	小学校教諭2種免許状	5	10	5	法施行規則第3条第1項に定めるところによる。	5	第16表による。	

第9表

免許状授与の根拠	受けようとする免許状の種類	在職年数	総単位数	教科に関する科目		教職に関する科目		備考
				単位数	最低修得単位の配分	単位数	最低修得単位の配分	
法別表第5	中学校教諭1種免許状(実習)	3	15	10	第14表による。	5	第17表による。	
		4	10	5	同上	5	同上	
	中学校教諭2種免許状(実習)	6	20	10	同上	10	同上	
		7	15	8	同上	7	同上	
		8	10	5	同上	5	同上	
	高等学校教諭1種免許状(実習)	3	10	5	同上	5	第18表による。	
高等学校教諭1種免許状(実習)	6	10	5	同上	5	同上	29年改正法附則第8項該当者	
備考4	中学校教諭2種免許状(実習)	6	10	5	同上	5	第17表による。	備考4該当者(高等学校卒業業者)

第10表

免許 状授 与の 根拠	受け よう とす る免 許状 の種 類	在 職 年 数	総 単 位 数	養護に関する科目		教職に関する科目		養護又 は教職 に関する 科目			
				単 位 数	最低修得単位 の配分	単 位 数	最低修 得単位 の配分	単位数			
法別 表第 6	養護 教諭 1種 免許 状	3	20	8	衛生学及び公衆衛生学（予防医学を含む。）1、看護学（救急処置を含む。）2	6	第19表による。	2			
		4	15	6	看護学（救急処置を含む。）2	5	同上	2			
		5	10	4	看護学（救急処置を含む。）1	3	同上	1			
養護 教諭 2種 免許 状	6	30	14	衛生学及び公衆衛生学（予防医学を含む。）1、健康相談活動の理論及び方法	8	同上	2				
		7	25	12				同上	7	同上	2
		8	20	9				看護学（救急処置を含む。）3	5	同上	1
		9	15	7				看護学（救急処置を含む。）2	4	同上	1
		10	10	5				同上	3	同上	1
		1	10	4				衛生学及び公衆衛生学（予防医学を含む。）、学校	3	法施行規則第10条の表第3	

	状				保健、養護概説及び栄養学（食品学を含む。）のうち3	欄に規定する科目2	
備考2	養護教諭2種免許状		10	4		3 同上	
法施行規則第12条（大学3年以上在学者）	養護教諭1種免許状	1	10	4	看護学（救急処置を含む。）1	3 第19表による。	2
29年改正法附則第18項	養護教諭2種免許状	3	10	6	衛生学及び公衆衛生学（予防医学を含む。）1、栄養学（食品学を含む。）1、「学校保健、養護概説」1	2 法施行規則第10条の表第3欄に規定する科目2	

備考1 「 」内に表示された養護に関する科目の単位の修得は、当該養護に関する科目の1以上にわたつて行うものとする。

2 法施行規則第10条の表第3欄に規定する科目は、教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想並びに幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）のうち1以上の事項を含むものとする。

第11表

					管理栄養士学校指定規則（昭和41年文部省・		
--	--	--	--	--	-----------------------	--	--

免許 状授 与の 根拠	受けよう とする免 許状の種 類	在 職 年 数	総 単 位 数	厚生省令第 2号)別表 第1に掲げ る教育内容 に係る科目		栄養に係る 教育に関する 科目		教職に関 する科目				
				単 位 数	最低修得 単位の配 分	単 位 数	最低修 得単位の 配分	単 位 数	最低修 得単位の 配分			
法別 表第 6の 2	栄養教諭 1種免許 状	3	40	32	当該教育 内容に係 る科目の うち1以 上の科目	法施行 規則第 10条の 3に定 めると ころに よる。	6	第20表 によ る。				
					4	35	28	同上	2	同上	5	同上
					5	30	24	同上	2	同上	4	同上
					6	25	20	同上	2	同上	3	同上
					7	20	16	同上	1	同上	3	同上
					8	15	12	同上	1	同上	2	同上
					9	10	7	同上	1	同上	2	同上
					備考	栄養教諭 1種免許 状	3	8			2	同上

第12表

免許 状授 与の 根拠	受けようとする 免許状の種 類	在 職 年 数	総 単 位 数	特別支援教育に関する科目			
				特別 支援 教育 の基 礎理 論に 関す る科 目	特別支援教 育領域に 関 する科目	免許状に定 められるこ ととなる特 別支援教育 領域以外の 領域に 関する科目	
				心身 に障 害の ある 幼 児、 児童 又は 生徒 の心 理、 生理 及び 病理 に 関 する 科目	心身 に障 害の ある 幼 児、 児童 又は 生徒 の教 育課 程及 び指 導法 に 関 する 科目	心身 に障 害の ある 幼 児、 児童 又は 生徒 の心 理、 生理 及び 病理 に 関 する 科目	心身 に障 害の ある 幼 児、 児童 又は 生徒 の教 育課 程及 び指 導法 に 関 する 科目

法別表第7	特別支援学校教諭	専修免許状 1種免許状 2種免許状	3 3 3	15 6 6	1 1 1	1 1 1	1 1 1
29年改正法附則第17項	特別支援学校教諭1種免許状		3	4	1	1	1

第13表

免許状授与の根拠	受けようとする免許状の種類	有することを必要とする学校の免許状	在職年数	総単位数	教科に関する科目		教職に関する科目		教科又は教職に関する科目		
					単位数	最低修得単位の配分	単位数	最低修得単位の配分	単位数	最低修得単位の配分	
法施行規則第18条の2の表備考第4号	幼稚園教諭2種免許状	小学校教諭普通免許状	1	3			3	第21表による。			
	小学校教諭2種免許状	幼稚園教諭普通免許状	1	10			10	第22表による。			
		中学校教諭普通免許状		2	7			7	同上		
				1	9			9	同上		
		2	6			6	同上				
法施行規則第18条の2の表備考第4号	中学校教諭2種免許状	小学校教諭普通免許状	1	11	7	法施行規則第18条の2の表備考第1号に定めるところによる。	4	第23表による。			
			2	8	5	同上	3	同上			
			3	7	5	同上	2	同上			
		高等学校教諭普通免許状		1	6			3	同上	3	法施行規則第18条の2の表備考第

								3号に 定める ところ によ る。
		2	5			3	同上	2 同上
高等 学校 教諭 1種 免許 状	中学校 教諭普 通免許 状(2 種免許 状を除 く。)	1	9			3	第24表 によ る。	6 同上
		2	6			2	同上	4 同上

第14表

免許状 の種類	免許教 科	単位数	最低修得単位の配分	
			科目数	対象とする科目
中学校 教諭1 種免許 状	国語	10	2科目 以上	法施行規則第4条の表国語 の項第2欄に規定する教科 に関する科目
		3~9	1科目 以上	同上
	社会	8~10	2科目 以上	法施行規則第4条の表社会 の項第2欄に規定する教科 に関する科目
		3~7	1科目 以上	同上
	数学	8~10	2科目 以上	法施行規則第4条の表数学 の項第2欄に規定する教科 に関する科目
		3~7	1科目 以上	同上
理科	10	4科目 以上	法施行規則第4条の表理科 の項第2欄に規定する教科 に関する科目	
	8~9	3科目 以上	同上	
	5~7	2科目 以上	同上	
	3~4	1科目 以上	同上	
音楽	8~10	2科目 以上	法施行規則第4条の表音楽 の項第2欄に規定する教科 に関する科目	
	3~7	1科目 以上	同上	
美術	8~10	2科目 以上	法施行規則第4条の表美術 の項第2欄に規定する教科 に関する科目	



		3 ~ 7	1 科目 以上	同上
保健体 育		8 ~ 10	2 科目 以上	法施行規則第 4 条の表保健 体育の項第 2 欄に規定する 教科に関する科目
		3 ~ 7	1 科目 以上	同上
保健		3 ~ 10	1 科目 以上	法施行規則第 4 条の表保健 の項第 2 欄に規定する教科 に関する科目
技術		10	3 科目 以上	法施行規則第 4 条の表技術 の項第 2 欄に規定する教科 に関する科目
		7 ~ 9	2 科目 以上	同上
		3 ~ 6	1 科目 以上	同上
家庭		8 ~ 10	2 科目 以上	法施行規則第 4 条の表家庭 の項第 2 欄に規定する教科 に関する科目
		3 ~ 7	1 科目 以上	同上
職業又 は職業 実習		10	2 科目 以上	法施行規則第 4 条の表職業 の項第 2 欄に規定する教科 に関する科目
		3 ~ 9	1 科目 以上	同上
職業指 導		3 ~ 10	1 科目 以上	法施行規則第 4 条の表職業 指導の項第 2 欄に規定する 教科に関する科目
英語		10	2 科目 以上	法施行規則第 4 条の表英語 の項第 2 欄に規定する教科 に関する科目
		3 ~ 9	1 科目 以上	同上
宗教		3 ~ 10	1 科目 以上	法施行規則第 4 条の表宗教 の項第 2 欄に規定する教科 に関する科目
中学校 教諭 2 種免許 状	国語	10	4 科目 以上	法施行規則第 4 条の表国語 の項第 2 欄に規定する教科 に関する科目
		8 ~ 9	3 科目 以上	同上
		5 ~ 7	2 科目 以上	同上
		3 ~ 4	1 科目 以上	同上

社会	10	5科目 以上	法施行規則第4条の表社会 の項第2欄に規定する教科 に関する科目
	8~9	4科目 以上	同上
	6~7	3科目 以上	同上
	4~5	2科目 以上	同上
	3	1科目 以上	同上
数学	10	5科目 以上	法施行規則第4条の表数学 の項第2欄に規定する教科 に関する科目
	8~9	4科目 以上	同上
	6~7	3科目 以上	同上
	4~5	2科目 以上	同上
	3	1科目 以上	同上
理科	10	8科目 以上	法施行規則第4条の表理科 の項第2欄に規定する教科 に関する科目
	9	7科目 以上	同上
	8	6科目 以上	同上
	7	5科目 以上	同上
	5~6	4科目 以上	同上
	4	3科目 以上	同上
	3	2科目 以上	同上
音楽	10	5科目 以上	法施行規則第4条の表音楽 の項第2欄に規定する教科 に関する科目
	8~9	4科目 以上	同上
	6~7	3科目 以上	同上
	4~5	2科目 以上	同上
	3	1科目 以上	同上

美術	10	5科目 以上	法施行規則第4条の表美術 の項第2欄に規定する教科 に関する科目
	8~9	4科目 以上	同上
	6~7	3科目 以上	同上
	4~5	2科目 以上	同上
	3	1科目 以上	同上
保健体 育	10	5科目 以上	法施行規則第4条の表保健 体育の項第2欄に規定する 教科に関する科目
	8~9	4科目 以上	同上
	6~7	3科目 以上	同上
	4~5	2科目 以上	同上
	3	1科目 以上	同上
保健	10	3科目 以上	法施行規則第4条の表保健 の項第2欄に規定する教科 に関する科目
	7~9	2科目 以上	同上
	3~6	1科目 以上	同上
技術	10	6科目 以上	法施行規則第4条の表技術 の項第2欄に規定する教科 に関する科目
	9	5科目 以上	同上
	7~8	4科目 以上	同上
	5~6	3科目 以上	同上
	4	2科目 以上	同上
	3	1科目 以上	同上
家庭	10	5科目 以上	法施行規則第4条の表家庭 の項第2欄に規定する教科 に関する科目
	8~9	4科目 以上	同上
	6~7	3科目 以上	同上

		4～5	2科目 以上	同上
		3	1科目 以上	同上
職業又は職業 実習		10	4科目 以上	法施行規則第4条の表職業 の項第2欄に規定する教科 に関する科目
		8～9	3科目 以上	同上
		5～7	2科目 以上	同上
		3～4	1科目 以上	同上
職業指 導		10	3科目 以上	法施行規則第4条の表職業 指導の項第2欄に規定する 教科に関する科目
		7～9	2科目 以上	同上
		3～6	1科目 以上	同上
英語		10	4科目 以上	法施行規則第4条の表英語 の項第2欄に規定する教科 に関する科目
		8～9	3科目 以上	同上
		5～7	2科目 以上	同上
		3～4	1科目 以上	同上
宗教		10	3科目 以上	法施行規則第4条の表宗教 の項第2欄に規定する教科 に関する科目
		7～9	2科目 以上	同上
		3～6	1科目 以上	同上
高等学 校教諭 1種免 許状	国語	14～19	2科目 以上	法施行規則第5条の表国語 の項第2欄に規定する教科 に関する科目
		3～13	1科目 以上	同上
地理歴 史		15～19	3科目 以上	法施行規則第5条の表地理 歴史の項第2欄に規定する 教科に関する科目
		10～14	2科目 以上	同上
		3～9	1科目 以上	同上

公民	14～19	2科目 以上	法施行規則第5条の表公民の項第2欄に規定する教科に関する科目
	3～13	1科目 以上	同上
数学	16～19	4科目 以上	法施行規則第5条の表数学の項第2欄に規定する教科に関する科目
	12～15	3科目 以上	同上
	8～11	2科目 以上	同上
	3～7	1科目 以上	同上
理科	16～19	4科目 以上	法施行規則第5条の表理科の項第2欄に規定する教科に関する科目
	12～15	3科目 以上	同上
	8～11	2科目 以上	同上
	3～7	1科目 以上	同上
音楽	16～19	4科目 以上	法施行規則第5条の表音楽の項第2欄に規定する教科に関する科目
	12～15	3科目 以上	同上
	8～11	2科目 以上	同上
	3～7	1科目 以上	同上
美術	15～19	3科目 以上	法施行規則第5条の表美術の項第2欄に規定する教科に関する科目
	10～14	2科目 以上	同上
	3～9	1科目 以上	同上
工芸	15～19	3科目 以上	法施行規則第5条の表工芸の項第2欄に規定する教科に関する科目
	10～14	2科目 以上	同上
	3～9	1科目 以上	同上
書道	15～19	3科目 以上	法施行規則第5条の表書道の項第2欄に規定する教科に関する科目

	10~14	2科目 以上	同上
	3~9	1科目 以上	同上
保健体 育	16~19	4科目 以上	法施行規則第5条の表保健 体育の項第2欄に規定する 教科に関する科目
	12~15	3科目 以上	同上
	8~11	2科目 以上	同上
	3~7	1科目 以上	同上
保健	14~19	2科目 以上	法施行規則第5条の表保健 の項第2欄に規定する教科 に関する科目
	3~13	1科目 以上	同上
看護又 は看護 実習	14~19	2科目 以上	法施行規則第5条の表看護 の項第2欄に規定する教科 に関する科目
	3~13	1科目 以上	同上
家庭又 は家庭 実習	17~19	5科目 以上	法施行規則第5条の表家庭 の項第2欄に規定する教科 に関する科目
	14~16	4科目 以上	同上
	10~13	3科目 以上	同上
	7~9	2科目 以上	同上
	3~6	1科目 以上	同上
情報又 は情報 実習	17~19	5科目 以上	法施行規則第5条の表情報 の項第2欄に規定する教科 に関する科目
	14~16	4科目 以上	同上
	10~13	3科目 以上	同上
	7~9	2科目 以上	同上
	3~6	1科目 以上	同上
農業又 は農業 実習	3~19	1科目 以上	法施行規則第5条の表農業 の項第2欄に規定する教科 に関する科目

工業又は工業実習	3～19	1科目以上	法施行規則第5条の表工業の項第2欄に規定する教科に関する科目
商業又は商業実習	3～19	1科目以上	法施行規則第5条の表商業の項第2欄に規定する教科に関する科目
水産又は水産実習	3～19	1科目以上	法施行規則第5条の表水産の項第2欄に規定する教科に関する科目
福祉又は福祉実習	18～19	6科目以上	法施行規則第5条の表福祉の項第2欄に規定する教科に関する科目
	15～17	5科目以上	同上
	12～14	4科目以上	同上
	9～11	3科目以上	同上
	6～8	2科目以上	同上
	3～5	1科目以上	同上
商船又は商船実習	3～19	1科目以上	法施行規則第5条の表商船の項第2欄に規定する教科に関する科目
職業指導	14～19	2科目以上	法施行規則第5条の表職業指導の項第2欄に規定する教科に関する科目
	3～13	1科目以上	同上
英語	15～19	3科目以上	法施行規則第5条の表英語の項第2欄に規定する教科に関する科目
	10～14	2科目以上	同上
	3～9	1科目以上	同上
宗教	14～19	2科目以上	法施行規則第5条の表宗教の項第2欄に規定する教科に関する科目
	3～13	1科目以上	同上

第15表

受けよ うとす る免許 状の種 類	単位 数	最低修得単位数			
		教職の意 義等に関 する科目	教育の基 礎理論に 関する科 目	教育課程 及び指導 法に関す る科目	生徒指導、 教育相談及 び進路指導 等に関する 科目

幼稚園	20	4	10	1
教諭 1	18	4	9	1
種免許	16	3	8	
状	14	3	7	
	13	2	6	
	12	2	6	
	11	2	5	
	10	2	5	
	9	2	4	
	7	1	3	
幼稚園	30	6	12	2
教諭 2	27	6	12	2
種免許	24	5	10	1
状	21	4	9	1
	18	4	8	1
	15	3	6	1
	12	2	5	
	9	2	4	
	5	1	2	

備考 1 教職の意義等に関する科目は、教職の意義及び教員の役割、教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。）並びに進路選択に資する各種の機会の提供等の事項を1以上含むものとする。

2 教育の基礎理論に関する科目は、教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想、幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）並びに教育に関する社会的、制度的又は経営的事項の事項を1以上含むものとする。

3 教育課程及び指導法に関する科目は、教育課程の意義及び編成の方法、保育内容の指導法並びに教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）の事項を1以上含むものとする。

4 生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目は、幼児理解の理論及び方法並びに教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法の事項を1以上含むものとする。

第16表

受けよ うとす る免許 状の種 類	単 位 数	最低修得単位数			
		教職の意義 等に関する 科目	教育の基礎 理論に関す る科目	教育課程 及び指導 法に関す る科目	生徒指導、 教育相談及 び進路指導 等に関する 科目
小学校	21	4		11	2
教諭 1	19	3		10	1
種免許	17	3		9	1
状	15	2		8	1



	13	2	6	1
	11	2	5	1
	9	1	4	
	7	1	3	
小学校	29	5	13	3
教諭 2	26	5	11	3
種免許	23	4	10	2
状	20	3	9	2
	17	3	7	2
	14	2	6	1
	11	2	4	1
	8	1	3	1
	5		2	

備考 1 教職の意義等に関する科目は、教職の意義及び教員の役割、教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。）並びに進路選択に資する各種の機会の提供等の事項を1以上含むものとする。

2 教育の基礎理論に関する科目は、教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想、幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）並びに教育に関する社会的、制度的又は経営的事項の事項を1以上含むものとする。

3 教育課程及び指導法に関する科目は、教育課程の意義及び編成の方法、各教科の指導法、道徳の指導法、特別活動の指導法並びに教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）の事項を1以上含むものとする。

4 生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目は、生徒指導の理論及び方法、教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法並びに進路指導の理論及び方法の事項を1以上含むものとする。

第17表

受けよ うとす る免許 状の種 類	単 位 数	最低修得単位数			
		教職の意義 等に関する 科目	教育の基礎 理論に関す る科目	教育課程 及び指導 法に関す る科目	生徒指導、 教育相談及 び進路指導 等に関する 科目
中学校 教諭 1 種免許 状	16	4		6	2
	14	3		5	1
	13	3		5	1
	11	2		4	1
	10	2		3	1
	8	2		3	1
	7	1		2	
	6	1		2	
	5	1		1	

中学校	21	6	4	4
教諭 2	19	5	3	3
種免許	17	4	3	3
状	15	4	2	2
	12	3	2	2
	10	2	1	1
	8	2	1	1
	7	2	1	1
	6	1	1	1
	5	1		

- 備考 1 教職の意義等に関する科目は、教職の意義及び教員の役割、教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。）並びに進路選択に資する各種の機会の提供等の事項を1以上含むものとする。
- 2 教育の基礎理論に関する科目は、教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想、幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）並びに教育に関する社会的、制度的又は経営的事項の事項を1以上含むものとする。
- 3 教育課程及び指導法に関する科目は、教育課程の意義及び編成の方法、各教科の指導法、道徳の指導法、特別活動の指導法並びに教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）の事項を1以上含むものとする。
- 4 生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目は、生徒指導の理論及び方法、教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法並びに進路指導の理論及び方法の事項を1以上含むものとする。

第18表

受けよ うとす る免許 状の種 類	単 位 数	最低修得単位数			
		教職の意義 等に関する 科目	教育の基礎 理論に関す る科目	教育課程 及び指導 法に関す る科目	生徒指導、 教育相談及 び進路指導 等に関する 科目
高等学 校教諭 1種免 許状	24	8		6	4
	23	8		6	4
	22	7		5	3
	21	7		5	3
	20	6		5	3
	19	6		4	3
	18	6		4	3
	17	5		4	2
	16	5		4	2
	15	5		3	2
	14	4		3	2
	13	4		3	2
	12	4		3	2

11	3	2	1
10	3	2	1
9	3	2	1
8	2	2	1
7	2	1	1
6	2	1	1
5	1	1	
4	1	1	

備考 1 教職の意義等に関する科目は、教職の意義及び教員の役割、教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。）並びに進路選択に資する各種の機会の提供等の事項を1以上含むものとする。

2 教育の基礎理論に関する科目は、教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想、幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）並びに教育に関する社会的、制度的又は経営的事項の事項を1以上含むものとする。

3 教育課程及び指導法に関する科目は、教育課程の意義及び編成の方法、各教科の指導法、特別活動の指導法並びに教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）の事項を1以上含むものとする。

4 生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目は、生徒指導の理論及び方法、教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法並びに進路指導の理論及び方法の事項を1以上含むものとする。

第19表

受けよ うとす る免許 状の種 類	単 位 数	最低修得単位数			
		教職の意義 等に関する 科目	教育の基礎 理論に関す る科目	教育課程 に関する 科目	生徒指導及 び教育相談 に関する科 目
養護教 諭1種 免許状	6	1		1	1
	5	1			
	3				
養護教 諭2種 免許状	8	2		1	1
	7	2		1	1
	5	1			
	4	1			
	3				

備考 1 教職の意義等に関する科目は、教職の意義及び教員の役割、教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。）並びに進路選択に資する各種の機会の提供等の事項を1以上含むものとする。

2 教育の基礎理論に関する科目は、教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想、幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）並びに教育に関する社会的、制度的又は経営的事項の事項を1以上含むものとする。

のとする。

3 教育課程に関する科目は、教育課程の意義及び編成の方法、道徳及び特別活動に関する内容並びに教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）の事項を1以上含むものとする。

4 生徒指導及び教育相談に関する科目は、生徒指導の理論及び方法並びに教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法の事項を1以上含むものとする。

第20表

受けようとする免許状の種類	単位数	最低修得単位数			
		教職の意義等に関する科目	教育の基礎理論に関する科目	教育課程に関する科目	生徒指導及び教育相談に関する科目
栄養教諭1種免許状	6	1		1	1
	5	1		1	
	4	1		1	
	3	1			
	2				

備考1 教職の意義等に関する科目は、教職の意義及び教員の役割、教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。）並びに進路選択に資する各種の機会の提供等の事項を1以上含むものとする。

2 教育の基礎理論に関する科目は、教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想、幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）並びに教育に関する社会的、制度的又は経営的事項の事項を1以上含むものとする。

3 教育課程に関する科目は、教育課程の意義及び編成の方法、道徳及び特別活動に関する内容並びに教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）の事項を1以上含むものとする。

4 生徒指導及び教育相談に関する科目は、生徒指導の理論及び方法並びに教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法の事項を1以上含むものとする。

第21表

受けようとする免許状の種類	有することを必要とする学校の免許状	単位数	最低修得単位数
			教育課程及び指導法に関する科目
			保育内容の指導法
幼稚園教諭2種免許状	小学校教諭普通免許状	3	3

第22表

受けようとする	有することを必要とする	単位	最低修得単位数	
			教育課程及び指導法に関する科目	生徒指導、教育相談及

る免許状の種類	る学校の免許状	数	各教科の指導法	道徳の指導法	び進路指導等に関する科目
小学校教諭2種免許状	幼稚園教諭	10	7	1	2
	普通免許状	7	5	1	1
	中学校教諭	9	7		2
	普通免許状	6	5		1

備考 1 各教科の指導法の単位の修得方法は、法施行規則第18条の2の表備考第2号に定めるところによる。ただし、最低修得単位数が7単位の場合にあつては5以上の教科の指導法及びこれらのうち2以上について2単位以上又は4以上の教科の指導法及びこれらのうち3以上について2単位以上を修得するものとし、最低修得単位数が5単位の場合にあつては5以上の教科の指導法についてそれぞれ1単位以上、4以上の教科の指導法及びこれらのうち1以上について2単位以上又は3以上の教科の指導法及びこれらのうち2以上について2単位以上を修得するものとする。

2 生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目は、生徒指導の理論及び方法、教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法並びに進路指導の理論及び方法の事項を1以上含むものとする。

第23表

受けようとする免許状の種類	有することを必要とする学校の免許状	単位数	最低修得単位数		
			教育課程及び指導法に関する科目		生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目
			各教科の指導法	道徳の指導法	
中学校教諭2種免許状	小学校教諭普通免許状	4	2		2
		3	1		2
		2	1		1
	高等学校教諭普通免許状	3	1	1	1

備考 1 各教科の指導法の単位の修得方法は、法施行規則第18条の2の表備考第2号に定めるところによる。

2 生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目は、生徒指導の理論及び方法、教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法並びに進路指導の理論及び方法の事項を1以上含むものとする。

第24表

受けようとする免許状の種類	有することを必要とする学校の免許状	単位数	最低修得単位数	
			教育課程及び指導法に関する科目	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目
			各教科の指導法	

高等学校教諭1種免許状	中学校教諭普通免許状(2種免許状を除く。)	3	1	2
		2	1	1

備考1 各教科の指導法の単位の修得方法は、法施行規則第18条の2の表備考第2号に定めるところによる。

2 生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目は、生徒指導の理論及び方法、教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法並びに進路指導の理論及び方法の事項を1以上含むものとする。

2 前項の表第1表から第4表まで、第7表、第8表及び第10表においてはそれぞれの表の教科(第10表にあつては、養護)に関する科目の欄、教職に関する科目の欄及び教科又は教職(第10表にあつては、養護又は教職)に関する科目の欄、同項の表第12表においては特別支援教育に関する科目の欄に掲げる単位を含めて総単位数の欄に掲げる単位を修得しなければならない。

3 第1項の表第15表から第20表までにおいて、不足する単位数については、それぞれの表に規定する教職に関する科目のうちから修得しなければならない。

4 第1項の表第17表及び第18表において、法施行規則第6条の規定により教育課程及び指導法に関する科目に含めることが必要な事項とされている各教科の指導法の単位は、受けようとする免許教科ごとに修得しなければならない。

(普通免許状の検定及び授与等の出願)

第10条 法第6条第1項又は第3項に規定する教育職員検定を受け、法第5条第1項又は第5条の2第3項の規定により、普通免許状の授与又は新教育領域の追加を願ひ出る者は、次に掲げる書類(法第6条第3項に規定する教育職員検定を受ける者にあつては、第4号又は第11号に掲げる書類を除く。)を提出しなければならない。

(1)~(3) 省略

(4) 実務に関する証明書(法施行規則附則第6項の表備考第4号の規定により、栄養教育実習の単位を振り替える場合にあつては、同号に規定する旨の証明を含む。)又は幼稚園教諭の免許状の授与の特例に係る実務に関する証明書(法附則第19項に規定する者の場合に限る。様式第10号)

(5)~(12) 省略

(普通免許状の検定及び授与等の出願)

第10条 法第6条第1項又は第3項に規定する教育職員検定を受け、法第5条第1項又は第5条の2第3項の規定により、普通免許状の授与又は新教育領域の追加を願ひ出る者は、次に掲げる書類(法第6条第3項に規定する教育職員検定を受ける者にあつては、第4号又は第11号に掲げる書類を除く。)を提出しなければならない。

(1)~(3) 省略

(4) 実務に関する証明書(法施行規則附則第6項の表備考第4号の規定により、栄養教育実習の単位を振り替える場合にあつては、同号に規定する旨の証明を含む。)又は幼稚園教諭の免許状の授与の特例に係る実務に関する証明書(法附則第18項に規定する者の場合に限る。様式第10号)

(5)~(12) 省略

別表第1(第5条関係)

法別表第3の規定により普通免許状の授与を受ける場合(別表第7に規定する場合を除く。)の単位の修得方法

1 幼稚園教諭普通免許状

免許状授与の根拠	受けようとする免許状の種類	在職年数	総単位数	領域に関する専門的事項に関する科目	保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目
				最低修得単位数		
				単	保育内容の指	教育の基礎的

	類			単位数	位 数	導法 に 関 する 科目	理解 に 関 する 科目	法及び生 徒指導、 教育相談 等に関する 科目	数
法別 表第 3	幼稚	5	45	4	20	5	5	2	6
	園教	6	40	4	18	5	5	2	5
	論1	7	35	3	16	4	4	1	5
	種免	8	30	3	14	4	4	1	4
	許状	9	25	2	13	3	3		4
		10	20	2	11	2	2		3
		11	15	1	9	2	2		3
		12	10	1	7	1	1		2
	幼稚	6	45	5	30	8	6	4	
	園教	7	40	4	27	8	6	4	
	論2	8	35	4	24	7	5	2	
	種免	9	30	3	21	6	4	2	
	許状	10	25	3	18	6	4	2	
	11	20	2	15	5	3	1		
	12	15	2	12	4	2			
	13	10	1	9	4	2			
法施 行規 則第 12条	幼稚	3	25	2	12	3	3		6
	園教	4	20	2	10	2	2		5
	論1	5	15	1	9	2	2		3
	種免 許状	6	10	1	7	1	1		2
29年 改正 法附 則第 11項	幼稚	3	15	5	5	2	1		
	園教	4	10	1	9	4	2		
	論2 種免 許状								
29年 改正 法附 則第 12項	幼稚	1	10	5	5	2	1		
	園教								
	論2 種免 許状								

備考1 この表における単位の修得方法は、領域に関する専門的事項に関する科目の欄、保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の欄及び大学が独自に設定する科目の欄に掲げる単位を含めて総単位数の欄に掲げる単位を修得するものとする。

2 領域に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、法施行規則第2条第1項の表備考第1号に定めるところによる。

3 保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位数の欄に定める単位のうち、最低修得単位数の欄に定める単位の修得でなお不足

する単位については、保育内容の指導法に関する科目、  
教育の基礎的理解に関する科目又は道徳、総合的な学習  
の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科  
目のうちから修得するものとする。

4 教育の基礎的理解に関する科目の単位の修得方法は、  
教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想、教職の意  
義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応  
を含む。）、教育に関する社会的、制度的又は経営的事  
項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含  
む。）、幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過  
程、特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対  
する理解並びに教育課程の意義及び編成の方法（カリキュ  
ラム・マネジメントを含む。）のうち1以上の事項を含  
む科目について修得するものとする。

5 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、  
教育相談等に関する科目の単位の修得方法は、教育の方  
法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）、幼児  
理解の理論及び方法並びに教育相談（カウンセリングに  
関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法のうち1  
以上の事項を含む科目について修得するものとする。

2 小学校教諭普通免許状

免許 状授 与の 根拠	受け よう とす る免 許状 の種 類	在 職 年 数	総 単 位 数	教科に 関する 専門的 事項に 関する 科目 単位数	各教科の指導法に関する 科目又は教諭の教育の基 礎的理解に関する科目等			大学 が独 自に 設定 する 科目	
					単 位 数	最低修得単位数			
						各教 科の 指導 法に 関す る科 目	教育 の基 礎的 理解 に関 する 科目		道徳、総 合的な学 習の時間 等の指導 法及び生 徒指導、 教育相談 等に関す る科目
法別 表第 3	小学 校教 諭1 種免 許状	5	45	4	21	11	5	5	5
		6	40	4	19	10	4	4	5
		7	35	3	17	9	3	3	4
		8	30	3	15	7	3	3	4
		9	25	2	13	5	3	3	3
		10	20	2	11	4	2	2	3
		11	15	1	9	3	2	2	2
		12	10	1	7	2	1	1	2
	小学 校教 諭2 種免 許状	6	45	4	29	12	6	6	2
		7	40	4	26	11	5	5	2
		8	35	3	23	10	4	4	2
		9	30	3	20	9	4	4	2
		10	25	2	17	8	3	1	



		11	20	2	14	6	3	3	1
		12	15	1	11	5	2	2	1
		13	10	1	8	4	1	1	1
法施行規則第12条	小学	3	25	2	13	5	3	3	5
	校教諭1	4	20	2	11	4	2	2	4
	種免許状	5	15	1	9	3	2	2	3
		6	10	1	7	2	1	1	2
29年改正法附則第11項	小学	3	15	5	5	2	1	1	
	校教諭2	4	10	1	8	4	1	1	1
	種免許状								
29年改正法附則第12項	小学	1	10	5	5	2	1	1	
	校教諭2種免許状								
29年改正法附則第13項	小学	5	10	5	5	2	1	1	
	校教諭2種免許状								

備考 1 この表における単位の修得方法は、教科に関する専門的事項に関する科目の欄、各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の欄及び大学が独自に設定する科目の欄に掲げる単位を含めて総単位数の欄に掲げる単位を修得するものとする。

2 教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、法施行規則第3条第1項の表備考第1号に定めるところによる。

3 各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位数の欄に定める単位のうち、最低修得単位数の欄に定める単位の修得でなお不足する単位については、各教科の指導法に関する科目、教育の基礎的理解に関する科目又は道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目のうちから修得するものとする。

4 教育の基礎的理解に関する科目の単位の修得方法は、教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想、教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）、教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）、幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程、特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解並びに教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）のうち1以上の事項を含む科目について修得するものとする。

5 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目の単位の修得方法は、道徳の理

論及び指導法、総合的な学習の時間の指導法、特別活動の指導法、教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）、生徒指導の理論及び方法、教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法並びに進路指導及びキャリア教育の理論及び方法のうち1以上の事項を含む科目について修得するものとする。

3 中学校教諭普通免許状

免許状授与の根拠	受けようとする免許状の種類	在職年数	総単位数	教科に関する専門的事項に関する科目	最低修得科目数	最低修得単位数			大学が独自に設定する科目	単位数
						各教科の指導法に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目		
法別表第3	中学校教諭1種免許状	5	45	10	別表第9による。	16	4	5	5	4
		6	40	9	同上	14	3	4	4	4
		7	35	8	同上	13	3	4	4	3
		8	30	7	同上	11	2	3	3	3
		9	25	6	同上	10	2	3	3	3
		10	20	5	同上	8	1	2	2	3
		11	15	4	同上	7	1	2	2	2
		12	10	3	同上	5		1	1	2
		6	45	10	同上	21	2	6	6	4
		7	40	9	同上	19	2	5	5	4
		8	35	8	同上	17	2	5	5	3
		9	30	7	同上	15	2	4	4	3
	10	25	6	同上	12	2	3	3	2	
11	20	5	同上	10	1	3	3	2		
12	15	4	同上	8	1	2	2	1		
13	10	3	同上	6	1	1	1	1		
法施行規則第12条	中学校教諭1種免許状	3	25	6	同上	10	2	3	3	4
		4	20	5	同上	8	1	2	2	3
		5	15	4	同上	7	1	2	2	3
		6	10	3	同上	5		1	1	2

29年 改正 法附 則第 11項	中学 校教 諭2 種免 許状	3	15	10	同上					
		4	10	3	同上	6	1	1	1	1

備考 1 この表における単位の修得方法は、教科に関する専門的事項に関する科目の欄、各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の欄及び大学が独自に設定する科目の欄に掲げる単位を含めて総単位数の欄に掲げる単位を修得するものとする。

2 各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位数の欄に定める単位のうち、最低修得単位数の欄に定める単位の修得でなお不足する単位については、各教科の指導法に関する科目、教育の基礎的理解に関する科目又は道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目のうちから修得するものとする。

3 各教科の指導法に関する科目の単位の修得方法は、受けようとする免許状に係る教科について修得するものとする。

4 教育の基礎的理解に関する科目の単位の修得方法は、教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想、教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）、教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）、幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程、特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解並びに教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）のうち1以上の事項を含む科目について修得するものとする。

5 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目の単位の修得方法は、道徳の理論及び指導法、総合的な学習の時間の指導法、特別活動の指導法、教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）、生徒指導の理論及び方法、教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法並びに進路指導及びキャリア教育の理論及び方法のうち1以上の事項を含む科目について修得するものとする。

4 高等学校教諭普通免許状

免許 状授 与の 根拠	受け よう とす る免 許状 の種 類	在 職 年 数	総 単 位 数	教科に 関する 専門的 事項に 関する 科目	各教科の指導法に関する 科目又は教諭の教育の基 礎的理解に関する科目等			大学 が独 自に 設定 する 科目
					最低修得単位数			
					各教 科の 指 導 法に	教育 の基 礎的 理解	道徳、総 合的な学 習の時間 等の指 導法及び生	

				数	数	数	関す る科 目	に 関 する 科 目	徒指導、 教育相談 等に関す る科目	
法別 表第 3	高等 学校 教諭 1種 免許 状	5	45	10	別表 第9 によ る。	12	2	5	4	8
		6	40	9	同上	11	1	4	3	7
		7	35	8	同上	10	1	4	3	7
		8	30	7	同上	9	1	3	2	6
		9	25	6	同上	7	1	3	1	5
		10	20	5	同上	6	1	2	1	4
		11	15	4	同上	5	1	1	1	4
		12	10	3	同上	4		1	1	3
法施 行規 則第 12条	高等 学校 教諭 1種 免許 状	3	25	5	同上	7	1	3	1	8
		4	20	4	同上	6	1	2	1	6
		5	15	4	同上	5	1	1	1	5
		6	10	3	同上	4		1	1	3
29年 改正 法附 則第 8項	高等 学校 教諭 1種 免許 状	10	90	20	法施 行規 則第 5条 の表 備考 第1 号に 定め ると ころ によ る。	24	4	10	8	16
		11	85	19	別表 第9 によ る。	23	4	9	8	15
		12	80	18	同上	22	3	8	7	14
		13	75	17	同上	20	3	7	6	14
		14	70	16	同上	19	3	7	6	13
		15	65	15	同上	18	3	7	6	12
		16	60	14	同上	17	2	6	5	11
		17	55	13	同上	15	2	6	5	10
		18	50	12	同上	14	2	5	4	10
		19	45	10	同上	12	2	5	4	8
		20	40	9	同上	12	2	5	4	8
		21	35	8	同上	10	1	4	3	7

		22	30	7	同上	9	1	3	2	6	
		23	25	6	同上	8	1	3	2	5	
		24	20	5	同上	7	1	3	1	5	
		25	15	4	同上	5	1	1	1	4	
		26	10	3	同上	4		1	1	3	
法施行規則第38項(看護師養成施設3年制卒業者)	高等	4	45	10	同上	12	2	5	4	8	
	学校	5	40	9	同上	11	1	4	3	7	
	教諭	6	35	8	同上	10	1	4	3	7	
	1種	7	30	7	同上	9	1	3	2	6	
	免許	8	25	6	同上	7	1	3	1	5	
	状	9	20	5	同上	6	1	2	1	4	
		10	15	4	同上	5	1	1	1	4	
		11	10	3	同上	4		1	1	3	
法施行規則第38項(看護師養成施設2年制卒業者)	高等	6	60	13	同上	16	2	6	5	11	
	学校	7	55	12	同上	15	2	6	5	10	
	教諭	8	50	11	同上	14	2	5	4	9	
	1種	9	45	10	同上	12	2	5	4	9	
	免許	10	40	9	同上	11	1	4	3	8	
	状	11	35	8	同上	10	1	4	3	7	
		12	30	7	同上	9	1	3	2	6	
		13	25	6	同上	8	1	3	2	5	
		14	20	5	同上	6	1	2	1	5	
		15	15	4	同上	5	1	1	1	4	
		16	10	3	同上	4		1	1	3	

備考1 この表における単位の修得方法は、教科に関する専門的事項に関する科目の欄、各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の欄及び大学が独自に設定する科目の欄に掲げる単位を含めて総単位数の欄に掲げる単位を修得するものとする。

2 各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位数の欄に定める単位のうち、最低修得単位数の欄に定める単位の修得でなお不足する単位については、各教科の指導法に関する科目、教育の基礎的理解に関する科目又は道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目のうちから修得するものとする。

3 各教科の指導法に関する科目の単位の修得方法は、受けようとする免許状に係る教科について修得するものとする。

4 教育の基礎的理解に関する科目の単位の修得方法は、教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想、教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)、教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含

む。) 、 幼 児 、 児 童 及 び 生 徒 の 心 身 の 発 達 及 び 学 習 の 過 程 、 特 別 の 支 援 を 必 要 と す る 幼 児 、 児 童 及 び 生 徒 に 対 す る 理 解 並 び に 教 育 課 程 の 意 義 及 び 編 成 の 方 法 ( カ リ キ ュ ラ ム ・ マ ネ ジ メ ン ト を 含 む 。 ) の う ち 1 以 上 の 事 項 を 含 む 科 目 に つ い て 修 得 す る も の と す る 。

5 道 徳 、 総 合 的 な 学 習 の 時 間 等 の 指 導 法 及 び 生 徒 指 導 、 教 育 相 談 等 に 関 す る 科 目 の 単 位 の 修 得 方 法 は 、 総 合 的 な 学 習 の 時 間 の 指 導 法 、 特 別 活 動 の 指 導 法 、 教 育 の 方 法 及 び 技 術 ( 情 報 機 器 及 び 教 材 の 活 用 を 含 む 。 ) 、 生 徒 指 導 の 理 論 及 び 方 法 、 教 育 相 談 ( カ ウ ン セ リ ン グ に 関 す る 基 礎 的 な 知 識 を 含 む 。 ) の 理 論 及 び 方 法 並 び に 進 路 指 導 及 び キ ャ リ ア 教 育 の 理 論 及 び 方 法 の う ち 1 以 上 の 事 項 を 含 む 科 目 に つ い て 修 得 す る も の と す る 。

別表第2 (第5条関係)

法別表第5の規定により普通免許状の授与を受ける場合の単位の修得方法

1 中学校教諭普通免許状

免許状授与の根拠	受けようとする免許状の種類	在職年数	総単位数	教科に関する専門的事項に関する科目		各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等			
				単位数	最低修得科目数	最低修得単位数			
						単位数	各教科の指導法に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目
法別表第5	中学校教諭1種免許状	3	15	10	別表第9による。	5		1	1
		4	10	5	同上	5		1	1
	中学校教諭2種免許状	6	20	10	同上	10	1	3	3
		7	15	8	同上	7	1	2	2
		8	10	5	同上	5		1	1
備考第4号	中学校教諭2種免許状	6	10	5	同上	5		1	1

備考1 各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位数の欄に定める単位のうち、最低修得単位数の欄に定める単位の修得でなお不足する単位については、各教科の指導法に関する科目、教育の基礎的理解に関する科目又は道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目のうちから修得するものとする。

2 各教科の指導法に関する科目の単位の修得方法は、受

けようとする免許状に係る教科について修得するものとする。

3 教育の基礎的理解に関する科目の単位の修得方法は、  
 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想、教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）、教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）、幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程、特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解並びに教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）のうち1以上の事項を含む科目について修得するものとする。

4 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、  
 教育相談等に関する科目の単位の修得方法は、道徳の理論及び指導法、総合的な学習の時間の指導法、特別活動の指導法、教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）、生徒指導の理論及び方法、教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法並びに進路指導及びキャリア教育の理論及び方法のうち1以上の事項を含む科目について修得するものとする。

2 高等学校教諭普通免許状

免許状授与の根拠	受けようとする免許状の種類	在職年数	総単位数	教科に関する専門的事項に関する科目		各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等			
				単位数	最低修得科目数	単位数	最低修得単位数		
							各教科の指導法に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目
法別表第5	高等学校教諭1種免許状	3	10	5	別表第9による。	5	1	1	1
29年改正法附則第8項	高等学校教諭1種免許状	6	10	5	同上	5	1	1	1

備考1 各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位数の欄に定める単位のうち、最低修得単位数の欄に定める単位の修得でなお不足する単位については、各教科の指導法に関する科目、教育の基礎的理解に関する科目又は道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目のう

ちから修得するものとする。

2 各教科の指導法に関する科目の単位の修得方法は、受けようとする免許状に係る教科について修得するものとする。

3 教育の基礎的理解に関する科目の単位の修得方法は、教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想、教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）、教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）、幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程、特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解並びに教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）のうち1以上の事項を含む科目について修得するものとする。

4 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目の単位の修得方法は、総合的な学習の時間の指導法、特別活動の指導法、教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）、生徒指導の理論及び方法、教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法並びに進路指導及びキャリア教育の理論及び方法のうち1以上の事項を含む科目について修得するものとする。

別表第3（第5条関係）

法別表第6の規定により普通免許状の授与を受ける場合の単位の修得方法

免許状授与の根拠	受けようとする免許状の種類	在職年数	総単位数	単位数	最低修得単位数	養護に関する科目			大学が独自に設定する科目
						養護教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	最低修得単位数		
							単位数	道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	
法別表第6	養護教諭1種免許状	3	20	8	衛生学・公衆衛生学（予防医学を含む。） 1、看護学（臨床実習及び救急処	6	2	1	2



				置 を 含 む。) 2					
		4	15	6	看護学(臨 床実習及び 救急処置を 含む。) 2	5	1	2	
		5	10	4	看護学(臨 床実習及び 救急処置を 含む。) 1	3		1	
	養護 教諭 2種 免許 状	6	30	14	衛生学・公 衆 衛 生 学 ( 予 防 医 学 を 含 む 。 ) 1、健康相 談活動の理 論・健康相 談活動の方 法 1、栄養 学(食品学 を 含 む 。 ) 1、解 剖 学・生理学 1、「微生 物学、免疫 学、薬理概 論」1、精 神保健 1、 看護学(臨 床実習及び 救急処置を 含む。) 5	8	3	1	2
		7	25	12	同上	7	3	1	2
		8	20	9	看護学(臨 床実習及び 救急処置を 含む。) 3	5	1		1
		9	15	7	看護学(臨 床実習及び 救急処置を 含む。) 2	4	1		1
		10	10	5	同上	3			1
備考 第 1 号	養護 教諭 1種 免許 状	1	10	4	衛生学・公 衆 衛 生 学 ( 予 防 医 学 を 含 む 。 )、学 校保健、養 護概説及び 栄養学(食 品学を 含	3	備考 6に よ る。		

					む。)のう ち3科目に ついてそれ ぞれ1			
備考 第2 号	養護 教諭 2種 免許 状		10	4		3	同上	
法施 行規 則第 12条	養護 教諭 1種 免許 状	1	10	4	看護学(臨 床実習及び 救急処置を 含む。)1	3		2
29年 改正 法附 則第 18項	養護 教諭 2種 免許 状	3	10	6	衛生学・公 衆衛生学 (予防医学 を含む。) 1、栄養学 (食品学を 含む。) 1、「学校 保健、養護 概説」1	2	備考 6に よ る。	

備考1 この表における単位の修得方法は、養護に関する科目の欄、養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の欄及び大学が独自に設定する科目の欄に掲げる単位を含めて総単位数の欄に掲げる単位を修得するものとする。

2 「 」内に表示された養護に関する科目の単位の修得方法は、当該養護に関する科目の1以上にわたって修得するものとする。

3 養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位数の欄に定める単位のうち、最低修得単位数の欄に定める単位の修得でなお不足する単位については、教育の基礎的理解に関する科目又は道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目のうちから修得するものとする。

4 教育の基礎的理解に関する科目の単位の修得方法は、教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想、教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)、教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)、幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程、特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解並びに教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)のうち1以上の事項を含む科目について修得するものとする。

5 道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目の単位の修得方法は、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容、教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)、生徒指

導の理論及び方法並びに教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法のうち1以上の事項を含む科目について修得するものとする。

6 法別表第6備考第1号及び第2号並びに29年改正法附則第18項の規定により普通免許状の授与を受ける場合の教育の基礎的理解に関する科目の単位の修得方法は、教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想、幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程並びに特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解のうち1以上の事項を含む科目について2単位以上を修得するものとする。

**別表第4（第5条関係）**

法別表第6の2の規定により普通免許状の授与を受ける場合の単位の修得方法

免許状授与の根拠	受けようとする免許状の種類	在職年数	総単位数	管理栄養士学校指定規則（昭和41年文部省・厚生省令第2号）別表第1に掲げる教育内容に係る科目	栄養に係る教育に関する科目	養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等		
				単位数	単位数	単位数	最低修得単位数	
							教育の基礎的理解に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目
法別表第6の2	栄養教諭1種免許状	3	40	32	2	6	2	1
		4	35	28	2	5	1	1
		5	30	24	2	4	1	1
		6	25	20	2	3	1	
		7	20	16	1	3	1	
		8	15	12	1	2		
		9	10	7	1	2		
備考	栄養教諭1種免許状		8		2	6	2	1

備考1 栄養に係る教育に関する科目の単位の修得方法は、栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項、幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項、食生活に関する歴史的及び文化的事項並びに食に関する指導の方法に関する事項のうち1以上の事項を含む科目について修得するものとする。

2 養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目

等の単位数の欄に定める単位のうち、最低修得単位数の欄に定める単位の修得でなお不足する単位については、教育の基礎的理解に関する科目又は道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目のうちから修得するものとする。

3 教育の基礎的理解に関する科目の単位の修得方法は、教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想、教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）、教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）、幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程、特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解並びに教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）のうち1以上の事項を含む科目について修得するものとする。

4 道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目の単位の修得方法は、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容、教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）、生徒指導の理論及び方法並びに教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法のうち1以上の事項を含む科目について修得するものとする。

別表第5（第5条関係）

法別表第7の規定により普通免許状の授与を受ける場合の単位の修得方法

免許状授与の根拠	受けよ うとする 免許 状の種 類	在 職 年 数	総 単 位 数	特別支 援教育 の基礎 理論に 関する 科目	特別支援教育 領域に関する 科目	免許状に定め られることと なる特別支援 教育領域以外 の領域に關す る科目
				単位数	単位数	単位数
法別 表第 7	特別支 援学校 教諭専 修免許 状	3	15	1	1	1
	特別支 援学校 教諭1 種免許 状	3	6	1	1	1
	特別支 援学校 教諭2 種免許 状	3	6	1	1	1
29年 改正 法附 則第 17項	特別支 援学校 教諭1 種免許 状	3	4	1	1	1

備考1 この表における単位の修得方法は、特別支援教育の基礎理論に関する科目の欄、特別支援教育領域に関する科目の欄及び免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目の欄に掲げる単位を含めて総単位数の欄に掲げる単位を修得するものとする。

2 特別支援教育の基礎理論に関する科目の単位の修得方法は、特別支援学校の教育に係る、心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想並びに心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育に係る社会的、制度的又は経営的事項のうち1以上の事項を含む科目について修得するものとする。

3 特別支援教育領域に関する科目の単位の修得方法は、心理等に関する科目及び教育課程等に関する科目を含めて1単位以上修得するものとする。

4 免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目の単位の修得方法は、心理等に関する科目及び教育課程等に関する科目を含めて1単位以上修得するものとする。

別表第6（第5条関係）

法別表第8の規定により普通免許状の授与を受ける場合の単位の修得方法

1 小学校教諭普通免許状

免許状授与の根拠	受けようとする免許状の種類	有することを必要とする学校の免許状	在職年数	総単位数	最低修得単位数			
					各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等			
					各教科の指導法に関する科目	道徳の理論及び指導法	生徒指導の理論及び方法	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法
法施行規則第18条の2の表備考第4号	小学校教諭普通免許状	幼稚園	1	10	7	1		2
		教諭普通免許状	2	7	5	1		1
	中学校教諭普通免許状	中学校	1	9	7			2
		教諭普通免許状	2	6	5			1

備考1 各教科の指導法に関する科目の単位の修得方法は、最低修得単位数が7単位の場合にあつては5以上の教科の指導法に関する科目についてそれぞれ1単位以上かつこれらの科目のうち2以上について2単位以上又は4以上の教科の指導法に関する科目についてそれぞれ1単位以

上かつこれらの科目のうち3以上について2単位以上を修得するものとし、最低修得単位数が5単位の場合にあつては5以上の教科の指導法に関する科目についてそれぞれ1単位以上、4以上の教科の指導法に関する科目についてそれぞれ1単位以上かつこれらの科目のうち1以上について2単位以上又は3以上の教科の指導法に関する科目についてそれぞれ1単位以上かつこれらの科目のうち2以上について2単位以上を修得するものとする。

2 生徒指導の理論及び方法、教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法並びに進路指導及びキャリア教育の理論及び方法の欄に掲げる単位の修得方法は、生徒指導の理論及び方法、教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法並びに進路指導及びキャリア教育の理論及び方法の全ての事項を含めて修得するものとする。

2 中学校教諭普通免許状

免許状授与の根拠	受けようとする免許状の種類	有することを必要とする免許状	在職年数	総単位数	教科に関する専門的事項に関する科目		各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等		大学が独自に設定する科目
					単位数	最低修得科目数	単位数	最低修得単位数	
法施行規則第18条の2の表備考第4号	中学校教諭普通免許状	小学校教諭普通免許状	1	11	7	別表第9による。	4	別表第10による。	
			2	8	5	同上	3	同上	
			3	7	5	同上	2	同上	
	高等学校教諭普通免許状	1	6			3	同上	3	
		2	5			3	同上	2	

備考 大学が独自に設定する科目の単位の修得方法は、法施行規則第18条の2の表備考第3号に定めるところによる。ただし、この表の適用において同科目の単位数が2と定められる場合であつて、社会の教科について免許状の授与を受けようとするとき（地理歴史の教科についての高等学校教諭の普通免許状を有しているときに限る。）は「法律学、政治学」、「社会学、経済学」及び「哲学、倫理学、宗教学」のうち2以上の科目についてそれぞれ1単位以上を、理科の教科について免許状の授与を受けようとするときは物理学実験（コンピュータ活用を含む。）、化学実験（コンピュータ活用を含む。）、生物学実験（コンピュータ活用を含む。）及び地学実験（コンピュータ活用を含む。）のうち2以上の科目についてそれぞれ1単位以上を、技術の教科について免許状の授与を受けようとするときは木材加工（製図及び実習を含む。）、金属加工（製図及び実習を含む。）及び栽培（実習を含む。）のうち2以上の科目についてそれぞれ1単位以上を修得するものとする。

3 高等学校教諭普通免許状

免許状授与の根拠	受けよ うとする 免許状の種 類	有すること を必要とす る免許状	在 職 年 数	総 単 位 数	各教科の指導 法に関する科 目又は教諭の 教育の基礎的 理解に関する 科目等		大学が 独自に 設定す る科目
					単 位 数	最低修得 単位数	単位数
法施行規 則第18条 の2の表 備考第4 号	高等学 校教諭	中学校教諭 普通免許状	1	9	3	別表第10 による。	6
	1種免 許状	(2種免許 状を除 く。)	2	6	2	同上	4

備考 大学が独自に設定する科目の単位の修得方法は、法施行規則第18条の2の表備考第3号に定めるところによる。

別表第7(第5条関係)

法附則第5項の規定により普通免許状の授与を受ける場合の単位の修得方法

1 中学校教諭普通免許状

免許状授与の根拠	法附則第5項の表の番号	在 職 年 数	総 単 位 数	教科に関する専門的事項に関する科目		各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等		最低修得単位数		
				単 位 数	最低修 得科目 数	単 位 数	各教 科の 指導 法に 関す る科 目	教育 の基 礎的 理解 に関 する 科目	道徳、総 合的な学 習の時間 等の指導 法及び生 徒指導、 教育相談 等に関する 科目	
法附 則第 5項	中学 校教 諭1 種免 許状	1	10	10	4	別表第 9によ る。	6	2	2	
	2	3	10	4	同上	6	2	2		
	3	10	4	同上	6	2	2			

備考1 各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位数の欄に定める単位のうち、最低修得単位数の欄に定める単位の修得でなお不足する単位については、各教科の指導法に関する科目、教育の基礎的理解に関する科目又は道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目のうちから修得するものとする。

2 教育の基礎的理解に関する科目の単位の修得方法は、教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想、教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応

を含む。)、教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)、幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程、特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解並びに教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。))のうち1以上の事項を含む科目について修得するものとする。

3 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目の単位の修得方法は、道徳の理論及び指導法、総合的な学習の時間の指導法、特別活動の指導法、教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)、生徒指導の理論及び方法、教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法並びに進路指導及びキャリア教育の理論及び方法のうち1以上の事項を含む科目について修得するものとする。

2 高等学校教諭普通免許状

免許状授与の根拠	受けようとする免許状の種類	法附則第5項の表の番号	在職年数	総単位数	教科に関する専門的事項に関する科目		各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等		
					単位数	最低修得科目数	最低修得単位数		
							各教科の指導法に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目
法附則第5項	高等学校教諭	4	5	10	6	別表第9による。	4	1	1
	専修免許状	5	1	10	4	同上	6	1	2

備考1 各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位数の欄に定める単位のうち、最低修得単位数の欄に定める単位の修得でなお不足する単位については、各教科の指導法に関する科目、教育の基礎的理解に関する科目又は道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目のうちから修得するものとする。

2 各教科の指導法に関する科目の単位の修得方法は、受けようとする免許状に係る教科について修得するものとする。

3 教育の基礎的理解に関する科目の単位の修得方法は、教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想、教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)、教育に関する社会的、制度的又は経営的事



項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）、幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程、特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解並びに教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）のうち1以上の事項を含む科目について修得するものとする。

4 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目の単位の修得方法は、総合的な学習の時間の指導法、特別活動の指導法、教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）、生徒指導の理論及び方法、教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法並びに進路指導及びキャリア教育の理論及び方法のうち1以上の事項を含む科目について修得するものとする。

**別表第8（第5条関係）**

法附則第9項の規定により普通免許状の授与を受ける場合の単位の修得方法

免許状授与の根拠	受けようとする免許状の種類	基礎資格	在職年数	総単位数	教科に関する専門的事項に関する科目	最低修得単位数				
						各教科の指導法に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目		
								単位数	最低修得科目数	単位数
法附則第9項	高等学校において看護、家庭実習、情報実習、農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、福祉実習	法附則第9項の表イの項に掲げる基礎資格	3	10	5	別表第9による。	5	1	1	1
		法附則第9項の表口の項に掲げる基礎資格	3	10	5	同上	5	1	1	1
		法附則第9項の表八の項に	6	10	5	同上	5	1	1	1

又は商船実習を担任する教諭の1種免許状	掲げる基礎資格								
	法附則第9項の表二の項に掲げる基礎資格	3	10	5	同上	5	1	1	1

備考1 各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位数の欄に定める単位のうち、最低修得単位数の欄に定める単位の修得でなお不足する単位については、各教科の指導法に関する科目、教育の基礎的理解に関する科目又は道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目のうちから修得するものとする。

2 各教科の指導法に関する科目の単位の修得方法は、受けようとする免許状に係る教科について修得するものとする。

3 教育の基礎的理解に関する科目の単位の修得方法は、教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想、教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）、教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）、幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程、特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解並びに教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）のうち1以上の事項を含む科目について修得するものとする。

4 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目の単位の修得方法は、総合的な学習の時間の指導法、特別活動の指導法、教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）、生徒指導の理論及び方法、教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法並びに進路指導及びキャリア教育の理論及び方法のうち1以上の事項を含む科目について修得するものとする。

別表第9（第5条関係）

受けようとする免許状の種類	免許教科	単位数	最低修得科目数
中学校教諭1種免許状	国語、職業、職業実習又は英語	10	2
	社会、数学、音楽、美術、保健体育又は家庭	3以上9以下	1
		8以上10以下	2
	理科	3以上7以下	1
		10	4
		8又は9	3
	5以上7以下	2	

		3又は4	1
	保健、職業指導又は宗教	3以上10以下	1
	技術	10	3
		7以上9以下	2
		3以上6以下	1
中学校教諭2種免許状	国語、職業、職業実習又は英語	10	4
		8又は9	3
		5以上7以下	2
		3又は4	1
	社会、数学、音楽、美術、保健体育又は家庭	10	5
		8又は9	4
		6又は7	3
		4又は5	2
		3	1
	理科	10	8
		9	7
		8	6
		7	5
		5又は6	4
		4	3
		3	2
	保健、職業指導又は宗教	10	3
		7以上9以下	2
		3以上6以下	1
	技術	10	6
9		5	
7又は8		4	
5又は6		3	
4		2	
3		1	
高等学校教諭1種免許状	国語、公民、保健、看護、看護実習、職業指導又は宗教	14以上19以下	2
		3以上13以下	1
	地理歴史、美術、工芸、書道又は英語	15以上19以下	3
		10以上14以下	2
		3以上9以下	1
	数学、理科、音楽又は保健体育	16以上19以下	4
		12以上15以下	3
		8以上11以下	2
		3以上7以下	1
	家庭、家庭実習、情報又は情報実習	17以上19以下	5
		14以上16以下	4
		10以上13以下	3
		7以上9以下	2

	3 以上 6 以下	1
農業、農業実習、工業、工業実習、商業、商業実習、水産、水産実習、商船又は商船実習	3 以上 19 以下	1
福祉又は福祉実習	18又は19	6
	15以上17以下	5
	12以上14以下	4
	9 以上 11 以下	3
	6 以上 8 以下	2
	3 以上 5 以下	1

備考 1 中学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、受けようとする免許状に係る教科の種類に応じ、それぞれ法施行規則第 4 条第 1 項の表備考第 1 号に定める教科に関する専門的事項に関する科目について、最低修得科目数の欄に定める科目数以上を修得するものとする。

2 高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、受けようとする免許状に係る教科の種類に応じ、それぞれ法施行規則第 5 条第 1 項の表備考第 1 号に定める教科に関する専門的事項に関する科目について、最低修得科目数の欄に定める科目数以上を修得するものとする。

別表第 10 (第 5 条関係)

受けようとする免許状の種類	有することを必要とする学校の免許状	単位数	最低修得単位数			
			道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目			
			各教科の指導法に関する科目	道徳の理論及び指導法	生徒指導の理論及び方法	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法
中学校教諭 2 種免許状	小学校教諭普通免許状	4	2			2
		3	1			2
		2	1			1
	高等学校教諭普通免許状	3	1	1		1
高等学校教諭 1 種免許状	中学校教諭普通免許状 (2 種免許状を除く。)	3	1			2
		2	1			1

備考 1 各教科の指導法に関する科目の単位の修得方法は、受けようとする免許状に係る教科について修得するものと

する。

2 生徒指導の理論及び方法、教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法並びに進路指導及びキャリア教育の理論及び方法の欄に掲げる単位の修得方法は、生徒指導の理論及び方法、教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法並びに進路指導及びキャリア教育の理論及び方法の全ての事項を含めて修得するものとする。

様式第16号の2（第12条の2関係） 特別非常勤講師任命等届出書

省略
_____年 月 日
省略
省略

注 省略

様式第16号の2（第12条の2関係） 特別非常勤講師任命等届出書

省略
_____平成 年 月 日
省略
省略

注 省略

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

教育委員会訓令

○愛媛県教育委員会訓令第1号

県 立 学 校

愛媛県県立学校教育課程基準の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年3月29日

愛媛県教育委員会

教育長 三 好 伊佐夫

愛媛県県立学校教育課程基準の一部を改正する訓令

愛媛県県立学校教育課程基準（昭和48年愛媛県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（高等学校）</p> <p><b>第1条</b> 高等学校の教育課程については、次項に規定するものを除くほか、高等学校学習指導要領（平成21年3月文部科学省告示第34号）、平成31年4月1日から新高等学校学習指導要領が適用されるまでの間における現行高等学校学習指導要領の特例を定める件（平成30年8月文部科学省告示第172号）及び学校教育法施行規則第140条の規定による特別の教育課程について定める件（平成5年1月文部省告示第7号）によらなければならない。</p> <p>2 省略</p> <p>（中等教育学校）</p> <p><b>第2条</b> 省略</p> <p>2 中等教育学校の後期課程の教育課程については、高等学校学習指導要領、平成31年4月1日から新高等学校学習指導要領が適用されるまでの間における現行高等学校学習指導要領の特例を定める件及び中等教育学校並びに併設型中学校及び併設型高等学校の教育課程の基準の特例を定める件によらなければならない。</p> <p>（特別支援学校）</p> <p><b>第3条</b> 特別支援学校の教育課程については、次項に規定するものを除くほか、特別支援学校幼稚部教育要領（平成29年4月文部科学省告示第72号）、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成21年3月文部科学省告示第36号）、平成30年4月1日から</p>	<p>（高等学校）</p> <p><b>第1条</b> 高等学校の教育課程については、次項に規定するものを除くほか、高等学校学習指導要領（平成21年3月文部科学省告示第34号）_____及び学校教育法施行規則第140条の規定による特別の教育課程について定める件（平成5年1月文部省告示第7号）によらなければならない。</p> <p>2 省略</p> <p>（中等教育学校）</p> <p><b>第2条</b> 省略</p> <p>2 中等教育学校の後期課程の教育課程については、高等学校学習指導要領_____及び中等教育学校並びに併設型中学校及び併設型高等学校の教育課程の基準の特例を定める件によらなければならない。</p> <p>（特別支援学校）</p> <p><b>第3条</b> 特別支援学校の教育課程については、次項に規定するものを除くほか、特別支援学校幼稚部教育要領（平成29年4月文部科学省告示第72号）、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成21年3月文部科学省告示第36号）、平成30年4月1日から</p>

平成33年 3月31日までの間における特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の特例を定める件（平成29年12月文部科学省告示第181号）、特別支援学校高等部学習指導要領（平成21年 3月文部科学省告示第37号）及び平成31年 4月 1日 から新特別支援学校高等部学習指導要領が適用されるまでの間における現行特別支援学校高等部学習指導要領の特例を定める件（平成31年 2月文部科学省告示第15号）によらなければならない。

2 省略

別表第 1（第 1 条関係）

教科	科目	標準単位数
省略		
福祉	省略	
	福祉情報活用	省略
	福祉情報	2 ~ 4
省略		

別表第 2（第 3 条関係）

教科	科目	標準単位数
省略		
保健理療	省略	
	課題研究	省略
	保健理療情報	1 ~ 2
理容	省略	
	課題研究	省略
	関係法規・制度	1 ~ 2
	保健	3 ~ 4
	化粧品化学	2 ~ 3
	文化論	2 ~ 3
	運営管理	1 ~ 2
	理容情報	1 ~ 2
教科	科目	標準年間授業時数
理療	省略	
	課題研究	省略
	理療情報	30 ~ 70

平成33年 3月31日までの間における特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の特例を定める件（平成29年12月文部科学省告示第181号）及び特別支援学校高等部学習指導要領（平成21年 3月文部科学省告示第37号）

2 省略

別表第 1（第 1 条関係）

教科	科目	標準単位数
省略		
福祉	省略	
	福祉情報活用	省略
省略		

別表第 2（第 3 条関係）

教科	科目	標準単位数
省略		
保健理療	省略	
	課題研究	省略
理容	省略	
	課題研究	省略
教科	科目	標準年間授業時数
理療	省略	
	課題研究	省略

附 則

この訓令は、平成31年 4月 1日 から施行する。

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則 6 - 204

職員の採用及び昇任に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成31年 3月29日

愛媛県人事委員会委員長 宇都宮 嘉 忠

職員の採用及び昇任に関する規則の一部を改正する規則

職員の採用及び昇任に関する規則（愛媛県人事委員会規則 6 - 5）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>( 受験資格 )</p> <p><b>第15条 省略</b></p> <p>2 前項の規定により受験資格を定める場合において、年齢及び職歴については、試験の対象となる職の区分に応じ、次に定めるところによるものとする。</p> <p>(1) 一般職員の採用試験</p> <p>ア 省略</p> <p>イ 行政職群の1級の職のうち相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職（法令により資格を必要とする職、民間企業等経験者であることを受験資格とする職及び少年補導職員を除く。）及び研究職群の1級の職の採用試験（人事委員会が定めるものを除く。）にあつては、年齢21歳以上34歳未満の者（年齢21歳未満の者であつて、大学等を卒業したもの及び当該試験の公告の日の属する年度の3月までに大学等を卒業する見込みのものを含む。）</p> <p>ウ・エ 省略</p> <p>(2)・(3) 省略</p>	<p>( 受験資格 )</p> <p><b>第15条 省略</b></p> <p>2 前項の規定により受験資格を定める場合において、年齢及び職歴については、試験の対象となる職の区分に応じ、次に定めるところによるものとする。</p> <p>(1) 一般職員の採用試験</p> <p>ア 省略</p> <p>イ 行政職群の1級の職のうち相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職（法令により資格を必要とする職_____及び少年補導職員を除く。）及び研究職群の1級の職の採用試験_____にあつては、年齢21歳以上34歳未満の者（年齢21歳未満の者であつて、大学等を卒業したもの及び当該試験の公告の日の属する年度の3月までに大学等を卒業する見込みのものを含む。）</p> <p>ウ・エ 省略</p> <p>(2)・(3) 省略</p>

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則 6 - 205

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成31年 3月29日

愛媛県人事委員会委員長 宇都宮 嘉 忠

**公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則**

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（愛媛県人事委員会規則 6 - 159）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前								
<p><b>別表（第2条関係）</b></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>地方税共同機構</td> </tr> <tr> <td>_____</td> </tr> <tr> <td>_____</td> </tr> <tr> <td>省略</td> </tr> </table>	省略	地方税共同機構	_____	_____	省略	<p><b>別表（第2条関係）</b></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>一般社団法人地方税電子化協議会（平成18年4月1日に社団法人地方税電子化協議会という名称で設立された法人をいう。）</td> </tr> <tr> <td>省略</td> </tr> </table>	省略	一般社団法人地方税電子化協議会（平成18年4月1日に社団法人地方税電子化協議会という名称で設立された法人をいう。）	省略
省略									
地方税共同機構									
_____									
_____									
省略									
省略									
一般社団法人地方税電子化協議会（平成18年4月1日に社団法人地方税電子化協議会という名称で設立された法人をいう。）									
省略									

**附 則**

この規則は、平成31年 4月 1日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則 7 - 1214

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成31年 3月29日

愛媛県人事委員会委員長 宇都宮 嘉 忠

**職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則**

職員の給与の支給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則 7 - 0）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後

改 正 前

(この規則の目的)

第1条 この規則は、職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号。以下「条例」という。)第5条、第8条第3項、第14条、第15条第2項本文、第18条、第21条の4第1号及び第22条の規定に基づき、職員の給与の支給等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(帳簿の作成)

第20条 任命権者は、超過勤務、休日勤務及び夜勤命令簿(様式第2号)、給与減額簿(様式第3号)、勤務時間の振替簿(様式第4号)及び扶養親族届兼扶養手当認定簿を作成し、必要な事項を記入し、かつ、これを保管しなければならない。ただし、任命権者の指定する電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と職員の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用するときは、当該電子情報処理組織への記録をもつて超過勤務、休日勤務及び夜勤命令簿の作成、記入及び保管に代えることができる。

様式第1号(第7条、第7条の2、第20条関係) 扶養親族届兼扶養手当認定簿

(表)

扶養親族届兼扶養手当認定簿

省略										
決 定 事 項	支給開始(終了)・支給額改定時期	認定扶養親族(子以外)	認定扶養親族(子)	うち加算対象	扶養手当の月額	認定等の事由 給料表及び級	省略			
								年	月	か
事 項	年	人	人	人	(円)	級	省略			
	月	円	円	円	円					
	か									
	ら									
	ら									
年	人	人	人	(円)	級	省略				
月	円	円	円	円						
か										
ら										
ら										
年	人	人	人	(円)	級	省略				
月	円	円	円	円						
か										
ら										
ら										

注 省略

(裏) 省略

(この規則の目的)

第1条 この規則は、職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号。以下「条例」という。)第5条、第14条、第15条第2項本文、第18条、第21条の4第1号及び第22条の規定に基づき、職員の給与の支給等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(帳簿の作成)

第20条 任命権者は、超過勤務、休日勤務及び夜勤命令簿(様式第2号)、給与減額簿(様式第3号)、勤務時間の振替簿(様式第4号)及び扶養親族届兼扶養手当認定簿を作成し、必要な事項を記入し、かつ、これを保管しなければならない。

様式第1号(第7条、第7条の2、第20条関係) 扶養親族届兼扶養手当認定簿

(表)

扶養親族届兼扶養手当認定簿

省略								
決 定 事 項	支給開始(終了)・支給額改定時期	認定扶養親族(子以外)	認定扶養親族(子)	うち加算対象	扶養手当の月額	認定等の事由	省略	
								年
事 項	年	人	人	人	(円)	級	省略	
	月	円	円	円	円			
	か							
	ら							
	ら							
年	人	人	人	(円)	級	省略		
月	円	円	円	円				
か								
ら								
ら								
年	人	人	人	(円)	級	省略		
月	円	円	円	円				
か								
ら								
ら								

注 省略

(裏) 省略

附 則

(施行期日)





省略			
教諭、養護教諭、栄養教諭（任用の期限を付さないものに限る。）及び講師（任用の期限を付さないものに限る。）	省略		
栄養教諭（任用の期限を付さないものを除く。）、講師（任用の期限を付さないものを除く。）、助教諭、養護助教諭、実習助手及び寄宿舍指導員	省略		

備考 省略

別表第29（第10条関係）

中学校・小学校教育職員給料表初任給基準表

職 種	学歴免許等	初任給
教諭、養護教諭、栄養教諭（任用の期限を付さないものに限る。）及び講師（任用の期限を付さないものに限る。）	省略	
栄養教諭（任用の期限を付さないものを除く。）、講師（任用の期限を付さないものを除く。）、助教諭及び養護助教諭	省略	

備考 省略

別表第30（第10条関係）

高等学校等教育職員給料表初任給基準表

職 種	学歴免許等	初任給
教諭、養護教諭、栄養教諭（任用の期限を付さないものに限る。）及び講師（任用の期限を付さないものに限る。）	省略	
栄養教諭（任用の期限を付さないものを除く。）、助教諭、養護助教諭、講師（任用の期限を付さないものを除く。）、実習助手及び寄宿舍指導員	省略	

備考 省略

省略			
教諭、養護教諭及び栄養教諭	省略		
講師	省略		
_____、助教諭、養護助教諭、実習助手及び寄宿舍指導員			

備考 省略

別表第29（第10条関係）

中学校・小学校教育職員給料表初任給基準表

職 種	学歴免許等	初任給
教諭、養護教諭及び栄養教諭	省略	
講師	省略	
_____、助教諭及び養護助教諭		

備考 省略

別表第30（第10条関係）

高等学校等教育職員給料表初任給基準表

職 種	学歴免許等	初任給
教諭、養護教諭及び栄養教諭	省略	
_____助教諭、養護助教諭、講師	省略	
_____、実習助手及び寄宿舍指導員		

備考 省略

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則 8 - 2

職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する規則及び職員の自己啓発等休業に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成31年3月29日

愛媛県人事委員会委員長 宇都宮 嘉 忠

職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する規則及び職員の自己啓発等休業に関する規則の一部を改正する規則

（職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する規則の一部改正）

第1条 職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する規則（愛媛県人事委員会規則 8 - 0）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（派遣研修費用） 第3条 条例第2条第3項の人事委員会規則で定める費用（以下	（派遣研修費用） 第3条 条例第2条第3項の人事委員会規則で定める費用（以下

「派遣研修費用」という。)は、次に掲げる費用とする。

(1) 省略

(2) 派遣研修に係る大学院等の課程(学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学の大学院の課程(同法第104条第7項第2号の規定により大学院の課程に相当する教育を行うものとして認められたものを含む。))又はこれに相当する外国の大学(これに準ずる教育施設を含む。)の課程をいう。以下この条において同じ。)に在学して当該大学院等の課程を履修するために当該大学院等の課程を置く大学等(同法に基づく大学、外国の大学又はこれらに準ずる教育施設をいう。)に対して支払う費用

(3) 省略

「派遣研修費用」という。)は、次に掲げる費用とする。

(1) 省略

(2) 派遣研修に係る大学院等の課程(学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学の大学院の課程(同法第104条第4項第2号の規定により大学院の課程に相当する教育を行うものとして認められたものを含む。))又はこれに相当する外国の大学(これに準ずる教育施設を含む。)の課程をいう。以下この条において同じ。)に在学して当該大学院等の課程を履修するために当該大学院等の課程を置く大学等(同法に基づく大学、外国の大学又はこれらに準ずる教育施設をいう。)に対して支払う費用

(3) 省略

(職員の自己啓発等休業に関する規則の一部改正)

第2条 職員の自己啓発等休業に関する規則(愛媛県人事委員会規則12-55)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(大学等課程の履修の成果をあげるために特に必要な場合)</p> <p><b>第2条</b> 条例第3条の人事委員会規則で定める場合は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第97条に規定する大学院の課程(同法第104条第7項第2号の規定によりこれに相当する教育を行うものとして認められたものを含む。))又はこれに相当する外国の大学(これに準ずる教育施設を含む。)の課程であって、その修業年限が2年を超え、3年を超えないものに在学してその課程を履修する場合とする。</p> <p>(退職手当の取扱い)</p> <p><b>第6条</b> 省略</p> <p>2 前項第3号の職員としての在職期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。</p> <p>(1)~(5) 省略</p> <p>(6) <u>職員の配偶者同行休業に関する条例(平成26年愛媛県条例第35号)第1条に規定する配偶者同行休業をした期間</u></p> <p>(7) 省略</p>	<p>(大学等課程の履修の成果をあげるために特に必要な場合)</p> <p><b>第2条</b> 条例第3条の人事委員会規則で定める場合は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第97条に規定する大学院の課程(同法第104条第4項第2号の規定によりこれに相当する教育を行うものとして認められたものを含む。))又はこれに相当する外国の大学(これに準ずる教育施設を含む。)の課程であって、その修業年限が2年を超え、3年を超えないものに在学してその課程を履修する場合とする。</p> <p>(退職手当の取扱い)</p> <p><b>第6条</b> 省略</p> <p>2 前項第3号の職員としての在職期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。</p> <p>(1)~(5) 省略</p> <p>(6) 省略</p>

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則12-70

職員の休日、休暇及び勤務時間等に関する規則及び教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成31年3月29日

愛媛県人事委員会委員長 宇都宮 嘉 忠

職員の休日、休暇及び勤務時間等に関する規則及び教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

(職員の休日、休暇及び勤務時間等に関する規則の一部改正)

第1条 職員の休日、休暇及び勤務時間等に関する規則(愛媛県人事委員会規則12-1)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><b>第10条の2</b> 省略</p> <p>(<u>超過勤務を命ずる時間及び月数の上限</u>)</p> <p><b>第10条の2の2</b> 任命権者は、職員に<u>超過勤務(条例第10条の規定に基づき正規の勤務時間外にさせる勤務(宿直及び日直の勤務を</u></p>	<p><b>第10条の2</b> 省略</p>

除く。)をいう。以下同じ。)を命ずる場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間及び月数の範囲内で必要最小限の超過勤務を命ずるものとする。

(1) 次号に規定する部署以外の部署に勤務する職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める時間及び月数(アにあつては、時間)

ア イに掲げる職員以外の職員 次の(ア)及び(イ)に定める時間

(ア) 1箇月において超過勤務を命ずる時間について45時間

(イ) 1年において超過勤務を命ずる時間について360時間

イ 1年において勤務する部署が次号に規定する部署からこの号に規定する部署となつた職員 次の(ア)及び(イ)に定める時間及び月数

(ア) 1年において超過勤務を命ずる時間について720時間

(イ) ア及び次号(イを除く。)に規定する時間及び月数並びに職員の健康及び福祉を考慮して、人事委員会が定める期間において人事委員会が定める時間及び月数

(2) 他律的業務(業務量、業務の実施時期その他の業務の遂行に関する事項を自ら決定することが困難な業務をいう。)の比重が高い部署として任命権者が指定するものに勤務する職員 次のアからエまでに定める時間及び月数

ア 1箇月において超過勤務を命ずる時間について100時間未満

イ 1年において超過勤務を命ずる時間について720時間

ウ 1箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1箇月、2箇月、3箇月、4箇月及び5箇月の期間を加えたそれぞれの期間において超過勤務を命ずる時間の1箇月当たりの平均時間について80時間

エ 1年のうち1箇月において45時間を超えて超過勤務を命ずる月数について6箇月

2 任命権者が、特例業務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の業務その他の重要な業務であつて特に緊急に処理することを要するものと任命権者が認めるものをいう。以下同じ。)に従事する職員に対し、前項各号に規定する時間又は月数を超えて超過勤務を命ずる必要がある場合については、同項(当該超えることとなる時間又は月数に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。人事委員会が定める期間において特例業務に従事していた職員に対し、同項各号に規定する時間又は月数を超えて超過勤務を命ずる必要がある場合として人事委員会が定める場合も、同様とする。

3 任命権者は、前項の規定により、第1項各号に規定する時間又は月数を超えて職員に超過勤務を命ずる場合には、当該超えた部分の超過勤務を必要最小限のものとし、かつ、当該職員の健康の確保に最大限の配慮をするとともに、当該超過勤務を命じた日が属する当該時間又は月数の算定に係る1年の末日の翌日から起算して6箇月以内に、当該超過勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行わなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、職員に超過勤務を命ずる場合における時間及び月数の上限に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

(報告)

第15条 人事委員会は、必要があると認めるときは、任命権者に対し、勤務時間等 \_\_\_\_\_ について随時報告を求めることができる。

(報告)

第15条 人事委員会は、必要があると認めるときは、任命権者に対し、勤務時間の割振りの状況等について随時報告を求めることができる。

(教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則の一部改正)

第2条 教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則(愛媛県人事委員会規則12 4)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><b>第10条の2</b> 省略</p> <p>(<u>超過勤務を命ずる時間及び月数の上限</u>)</p> <p><b>第10条の3</b> 任命権者は、職員に<u>超過勤務(条例第10条の2の規定に基づき正規の勤務時間外にさせる勤務(宿直及び日直の勤務を除く。))をいう。以下同じ。))</u>を命ずる場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間及び月数の範囲内で必要最小限の超過勤務を命ずるものとする。</p> <p>(1) 次号に規定する部署以外の部署に勤務する職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める時間及び月数(アにあつては、時間)</p> <p>ア イに掲げる職員以外の職員 次の(ア)及び(イ)に定める時間</p> <p>(ア) 1箇月において超過勤務を命ずる時間について45時間</p> <p>(イ) 1年において超過勤務を命ずる時間について360時間</p> <p>イ 1年において勤務する部署が次号に規定する部署からこの号に規定する部署となつた職員 次の(ア)及び(イ)に定める時間及び月数</p> <p>(ア) 1年において超過勤務を命ずる時間について720時間</p> <p>(イ) ア及び次号(イを除く。)に規定する時間及び月数並びに職員の健康及び福祉を考慮して、人事委員会が定める期間において人事委員会が定める時間及び月数</p> <p>(2) 他律的業務(業務量、業務の実施時期その他の業務の遂行に関する事項を自ら決定することが困難な業務をいう。)の比重が高い部署として任命権者が指定するものに勤務する職員 次のアからエまでに定める時間及び月数</p> <p>ア 1箇月において超過勤務を命ずる時間について100時間未満</p> <p>イ 1年において超過勤務を命ずる時間について720時間</p> <p>ウ 1箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1箇月、2箇月、3箇月、4箇月及び5箇月の期間を加えたそれぞれの期間において超過勤務を命ずる時間の1箇月当たりの平均時間について80時間</p> <p>エ 1年のうち1箇月において45時間を超えて超過勤務を命ずる月数について6箇月</p> <p>2 任命権者が、特例業務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の業務その他の重要な業務であつて特に緊急に処理することを要するものと任命権者が認めるものをいう。以下同じ。)に従事する職員に対し、前項各号に規定する時間又は月数を超えて超過勤務を命ずる必要がある場合については、同項(当該超えることとなる時間又は月数に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。人事委員会が定める期間において特例業務に従事していた職員に対し、同項各号に規定する時間又は月数を超えて超過勤務を命ずる必要がある場合として人事委員会が定める場合も、同様とする。</p> <p>3 任命権者は、前項の規定により、第1項各号に規定する時間又は月数を超えて職員に超過勤務を命ずる場合には、当該超えた部分の超過勤務を必要最小限のものとし、かつ、当該職員の健康の確保に最大限の配慮をするとともに、当該超過勤務を命じた日が属する当該時間又は月数の算定に係る1年の末日の翌日から起算</p>	<p><b>第10条の2</b> 省略</p>

して6箇月以内に、当該超過勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行わなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、職員に超過勤務を命ずる場合における時間及び月数の上限に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

(報告)

第15条 人事委員会は、必要があると認めるときは、任命権者に対し、勤務時間等 について随時報告を求めることができる。

(報告)

第15条 人事委員会は、必要があると認めるときは、任命権者に対し、勤務時間の割振りの状況等について随時報告を求めることができる。

附 則

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成31年8月31日までの間における第1条の規定による改正後の職員の休日、休暇及び勤務時間等に関する規則第10条の2の2第1項第2号(ウに係る部分に限る。)及び第2条の規定による改正後の教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則第10条の3第1項第2号(ウに係る部分に限る。)の規定の適用については、これらの規定中「5箇月の期間」とあるのは、「5箇月の期間(平成31年4月以後の期間に限る。)」とする。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第24号

不在者投票のできる施設の指定(平成22年2月愛媛県選挙管理委員会告示第9号)の一部を次のように改正する。

平成31年3月29日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩 男

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
1 病院				1 病院			
名 称	所 在 地	指定年月日		名 称	所 在 地	指定年月日	
省略				省略			
				医療法人徳洲会新 居浜徳洲会病院	新居浜市土橋二丁目2 - 2	平成7年3月31日	
2 介護老人保健施設				2 介護老人保健施設			
名 称	所 在 地	指定年月日		名 称	所 在 地	指定年月日	
省略				省略			
老人保健施設はび ねすケアセンター	省略			老人保健施設はび ねすケアセンター	省略		
医療機関併設型小 規模介護老人保健 施設王子苑	新居浜市王子町3 - 1	平成31年3月22日					
省略				省略			
3 老人ホーム				3 老人ホーム			
名 称	種 類	所 在 地	指定年月日	名 称	種 類	所 在 地	指定年月日
省略				省略			
指定介護老人福 祉施設久万の里 新館	省略			指定介護老人福 祉施設久万の里 新館	省略		
ショートステイ 施設久万の里	老人短期入 所施設	上浮穴郡久万高原 町菅生三番耕地 580 - 24	平成31年3月 22日				
省略				省略			

4・5 省略

4・5 省略

○愛媛県選挙管理委員会告示第25号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、次のとおり政治団体の設立の届出があった。

平成31年 3月29日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩 男

1 政党の支部

法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地	届出年月日
	代表者	会計責任者		
自由民主党愛媛県参議院選挙区第二支部	富永幸伸	山内誠司	松山市竹原二丁目2-18	平成31年2月19日

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地	公職の候補者の氏名	公職の種類（第1号）	届出年月日
	代表者	会計責任者				
らくさぶろう後援会	富永幸伸	山内誠司	松山市竹原二丁目2-18	富永幸伸	参議院議員	平成31年2月19日

法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地	公職の候補者の氏名	公職の種類（第2号）	届出年月日
	代表者	会計責任者				
青空えひめの会	西嶋吉光	永江弘喜	松山市喜与町一丁目5-4	永江孝子	参議院議員	平成31年2月20日

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地	届出年月日
	代表者	会計責任者		
合田晋一郎後援会	合田晋一郎	堀 勲 男	新居浜市坂井町二丁目2-12	平成31年2月1日
伊藤ゆうこ後援会	伊藤優子	伊藤寿夫	新居浜市庄内町一丁目10-3	平成31年2月5日
山崎ひろやす後援会	山崎洋靖	木山忠典	松山市古川北一丁目24-12	平成31年2月12日
伊藤よしひで後援会	伊藤嘉秀	伊藤有希	新居浜市中村四丁目17-27	平成31年2月18日
北貞丈後援会	北 貞 丈	藤 本 英 治	今治市宮窪町宮窪2988	平成31年2月21日
おのしほ後援会	小野志保	岡部久恵	新居浜市清水町3-38	平成31年2月27日

○愛媛県選挙管理委員会告示第26号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、次のとおり政治団体から届出事項の異動の届出があった。

平成31年 3月29日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩 男

1 政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党愛媛県電気通信支部	黒石敬博	主たる事務所の所在地	松山市萱町五丁目55	松山市衣山二丁目6-36	平成30年10月1日
		代 表 者	黒石敬博	山本信久	

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異 動 事 項	新	旧	異 動 年 月 日
富永きよ後援会	富 永 喜 代	主たる事務所の所在地	松山市此花町7-33	松山市一番町一丁目14-4	平成31年2月1日

法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異 動 事 項	新	旧	異 動 年 月 日
ながえ孝子サポーターズ 愛媛	西 嶋 吉 光	代 表 者	西 嶋 吉 光	永 江 孝 子	平成31年1月1日
		国会議員関係政治団体の区分  (公職の候補者の氏名及び公職の種類)	法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体  永 江 孝 子 参議院議員	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異 動 事 項	新	旧	異 動 年 月 日
村上誠一郎後援会	村 上 信 太 郎	代 表 者	村 上 信 太 郎	矢 野 寿 樹	平成31年1月16日
青空えひめの会	西 嶋 吉 光	主たる事務所の所在地	松山市本町二丁目4-21	松山市喜与町一丁目5-4	平成31年2月22日
		国会議員関係政治団体の区分  (公 職 の 種 類 )  (公職の候補者の氏名及び公職の種類)	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体  参議院議員  永 江 孝 子 参議院議員	

○愛媛県選挙管理委員会告示第27号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

平成31年3月29日

愛媛県選挙管理委員会  
委員長 大塚 岩 男

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
北 貞 丈 後 援 会	北 貞 丈	平成24年4月10日

渡 辺 知 彦 後 援 会	東 昭 寛	平成30年12月31日
住 田 省 三 後 援 会	住 田 省 三	平成31年2月15日
佐 川 秋 夫 後 援 会	武 智 勲	平成31年2月28日
若 松 孝 行 後 援 会	若 松 孝 行	平成31年2月28日

○愛媛県選挙管理委員会告示第28号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出があった。

平成31年3月29日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩 男

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公 職 の 種 類	資金管理団体の名称	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	指 定 年 月 日
山 崎 洋 靖	愛媛県議会議員（候補者）	山崎ひろやす後援会	松山市古川北一丁目24-12	平成31年2月12日

○愛媛県選挙管理委員会告示第29号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第20条第1項の規定に

基づき、同法第12条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書の要旨を次のとおり公表する。

平成31年3月29日



愛媛県選挙管理委員会  
委員長 大塚 岩 男  
政治団体の収支報告書の要旨

第12条関係

(1) 平成23年分

ア その他の政治団体

政治団体の名称 北貞丈後援会

報告年月日 H31. 2. 21

1 収入総額	0円
2 支出総額	0円

(2) 平成29年分

ア その他の政治団体

政治団体の名称 矢野雄嗣後援会

報告年月日 H30. 12. 4

1 収入総額	0円
2 支出総額	0円

(3) 平成30年分

ア その他の政治団体

政治団体の名称 佐川秋夫後援会

報告年月日 H31. 2. 26

1 収入総額	0円
2 支出総額	0円

政治団体の名称 若松孝行後援会

報告年月日 H31. 2. 26

1 収入総額	0円
2 支出総額	0円

○愛媛県選挙管理委員会告示第30号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第20条第1項の規定に基づき、同法第17条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書の要旨を次のとおり公表する。

平成31年 3月29日

県 議 会 告 示

○愛媛県議会告示第2号

愛媛県議会会議規則（昭和30年3月愛媛県議会告示第1号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成31年 3月29日

愛媛県議会議長 鈴木 俊 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
<b>別表（第110条関係）</b>				<b>別表（第110条関係）</b>			
名 称	目 的	構 成 員	招 集 権 者	名 称	目 的	構 成 員	招 集 権 者
省略				省略			
正副委員長 会議	省略			正副委員長 会議	省略		
復旧・復興 支援対策本	復旧・復興支援対 策本部の活動方	議長、副議長、常 任委員会の委員	議長				

部	針、今後の方向性等に関する事項に 関し協議又は調整 を行う。	長、議会運営委員 会の全委員及び復 旧・復興支援対策 本部の目的に賛同 する議員					
省略				省略			

県 議 会 訓 令

○愛媛県議会訓令第1号

愛媛県議会事務局

愛媛県議会事務局規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年 3月29日

愛媛県議会議長 鈴木 俊 広

愛媛県議会事務局規程の一部を改正する訓令

愛媛県議会事務局規程（昭和39年愛媛県議会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（分掌事務）</p> <p><b>第5条</b> 各課及び室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務課</p> <p>(1)～(16) 省略</p> <p><u>(17) 復旧・復興支援対策本部に関すること（議事調査課及び政務調査室が所管するものを除く。）。</u></p> <p><u>(18) 省略</u></p> <p><u>(19) 省略</u></p> <p>議事調査課</p> <p>(1)～(8) 省略</p> <p><u>(9) 復旧・復興支援対策本部に関すること（総務課及び政務調査室が所管するものを除く。）。</u></p> <p><u>(10) 省略</u></p> <p><u>(11) 省略</u></p> <p><u>(12) 省略</u></p> <p><u>(13) 省略</u></p> <p>政務調査室</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p><u>(3) 復旧・復興支援対策本部に関すること（総務課及び議事調査課が所管するものを除く。）。</u></p> <p><u>(4) 省略</u></p> <p><u>(5) 省略</u></p> <p><u>(6) 省略</u></p> <p><u>(7) 省略</u></p> <p><u>(8) 省略</u></p> <p><u>(9) 省略</u></p> <p>（事務局長の専決事項）</p> <p><b>第7条</b> 事務局長の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p><u>(7) 物品に関する事務のうち、賃貸借料1件500万円以上の賃貸借に関すること。</u></p> <p><u>(8) 物品に関する事務のうち、予定価格又は評価額1件100万円</u></p>	<p>（分掌事務）</p> <p><b>第5条</b> 各課及び室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務課</p> <p>(1)～(16) 省略</p> <p>(17) 省略</p> <p>(18) 省略</p> <p>議事調査課</p> <p>(1)～(8) 省略</p> <p>(9) 省略</p> <p>(10) 省略</p> <p>(11) 省略</p> <p>(12) 省略</p> <p>政務調査室</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) 省略</p> <p>(7) 省略</p> <p>(8) 省略</p> <p>（事務局長の専決事項）</p> <p><b>第7条</b> 事務局長の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) 省略</p>

以上500万円未満の使用貸借又は処分に関すること。

(9) 省略

(課長及び室長の専決事項)

第8条 課長及び室長の専決事項は、次のとおりとする。

(1)～(11) 省略

(12) 愛媛県個人情報保護条例第24条第2項及び第25条並びに第35条第2項及び第36条(これらの規定を同条例第42条において準用する場合を含む。)の規定に基づく期間の延長に関すること。

(13) 愛媛県個人情報保護条例第26条第1項及び第37条第1項の規定に基づく事案の移送に関すること。

(14) 愛媛県個人情報保護条例第27条第1項及び第2項の規定に基づく第三者の意見の聴取に関すること。

(15) 愛媛県個人情報保護条例第38条の規定に基づく個人情報の提供先への通知に関すること。

(16) 省略

(17) 物品に関する事務のうち、予定価格又は評価額1件10万円以上100万円未満の使用貸借又は処分に関すること。

2 省略

別表(第19条関係) 文書保存期間基準

項目	保存期間 の種別	長期	10年	5年	3年	1年
		省略				
その他	省略					
	省略					

備考 省略

(7) 省略

(課長及び室長の専決事項)

第8条 課長及び室長の専決事項は、次のとおりとする。

(1)～(11) 省略

(12) 愛媛県個人情報保護条例第22条第2項及び第23条並びに第33条第2項及び第34条(これらの規定を同条例第39条において準用する場合を含む。)の規定に基づく期間の延長に関すること。

(13) 愛媛県個人情報保護条例第24条第1項及び第35条第1項の規定に基づく事案の移送に関すること。

(14) 愛媛県個人情報保護条例第25条第1項及び第2項の規定に基づく第三者の意見の聴取に関すること。

(15) 省略

(16) 物品に関する事務のうち、予定価格又は評価額1件10万円以上\_\_\_\_\_の使用貸借又は処分に関すること。

2 省略

別表(第19条関係) 文書保存期間基準

項目	保存期間 の種別	長期	10年	5年	3年	1年
		省略				
その他	省略					
						県報 及び官 報
	省略					

備考 省略

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

公営企業管理規程

○愛媛県公営企業管理規程第2号

愛媛県企業職員就業規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成31年3月29日

愛媛県公営企業管理者 兵 頭 昭 洋

愛媛県企業職員就業規程の一部を改正する規程

愛媛県企業職員就業規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(趣旨) 第1条 愛媛県企業職員(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第15条第1項に規定する企業職員をいい、第12条の2を除き、以下「職員」という。)の服務等に関する事項は、法令又は労働協約に定められたもののほか、この管理規程の定めるところによる。	(趣旨) 第1条 愛媛県企業職員(_____ ____以下「職員」という。)の服務等に関する事項は、法令又は労働協約に定められたもののほか、この管理規程の定めるところによる。 (職員の定義)

**第2条** 削除

(出勤)

**第6条** 職員は、定刻までに出勤しなければならない。

(勤務時間記録簿の作成)

**第6条の2** 所属長は、勤務時間記録簿を作成しなければならない。

(遅参早退)

**第7条** 病気その他の理由により遅参し、又は早退する者は、欠勤による場合にあつてはその理由及び時間を欠勤簿に、年次有給休暇による場合にあつてはその時間を年次有給休暇簿に記載し、所属長に届け出なければならない。ただし、公務のため遅参し、又は早退する場合にあつては、この限りでない。

—。

(休日)

**第11条** 職員の休日は、次に掲げる日(週休日に当たる日を除く。)とする。

- (1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(第4条第2項の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあつては、当該休日が週休日に当たるときは、当該休日の直後の勤務日等(当該勤務日等が次のいずれかの日に当たるときは、当該勤務日等の直後の次に掲げる日でない勤務日等)

ア～ウ 省略

エ 第12条の3第1項の規定に基づき時間外勤務代休時間(同項に規定する時間外勤務代休時間をいう。)を指定された勤務日等(当該勤務日等に割り振られた勤務時間の全部を指定された場合に限る。)

- (2) 省略

2 省略

(休日の代休日)

**第11条の2** 所属長は、休日である勤務日等に割り振られた勤務時間の全部(以下「休日の全勤務時間」という。)について特に勤務することを命じた場合には、当該休日前に、当該休日に代わる日(以下「代休日」という。)として、当該休日後の勤務日等(第12条の3第1項の規定により同項に規定する時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び休日を除く。次項において同じ。)を指定することができる。

2～4 省略

**第12条** 省略

(時間外勤務を命ずる時間及び月数の上限)

**第12条の2** 第5条第1項又は第12条の規定に基づき職員(地方公営企業法第15条第1項に規定する企業職員をいい、愛媛県公営企業組織規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第1号)第6条の事業所に勤務する者を除く。)に正規の勤務時間外の勤務を命ずる場合における当該勤務を命ずる時間及び月数の上限については、職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例の適用を受ける職員の例による。**第12条の3** 省略

(休暇)

**第13条** 省略**第2条** この管理規程において「職員」とは、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第15条第1項の規定による企業職員をいう。

(出勤)

**第6条** 職員は、定刻までに出勤し、自ら出勤簿に押印しなければならない。

(遅参早退)

**第7条** 病気その他の理由により遅参し、又は早退する者は、欠勤による場合にあつてはその理由及び時間を欠勤簿に、年次有給休暇による場合にあつてはその時間を年次有給休暇簿に記載し、所属長に届け出なければならない。ただし、公務のため遅参し、又は早退する者は、所属長の承認を受け出勤簿に押印することができる。

(休日)

**第11条** 職員の休日は、次に掲げる日(週休日に当たる日を除く。)とする。

- (1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(第4条第2項の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあつては、当該休日が週休日に当たるときは、当該休日の直後の勤務日等(当該勤務日等が次のいずれかの日に当たるときは、当該勤務日等の直後の次に掲げる日でない勤務日等)

ア～ウ 省略

エ 第12条の2第1項の規定に基づき時間外勤務代休時間(同項に規定する時間外勤務代休時間をいう。)を指定された勤務日等(当該勤務日等に割り振られた勤務時間の全部を指定された場合に限る。)

- (2) 省略

2 省略

(休日の代休日)

**第11条の2** 所属長は、休日である勤務日等に割り振られた勤務時間の全部(以下「休日の全勤務時間」という。)について特に勤務することを命じた場合には、当該休日前に、当該休日に代わる日(以下「代休日」という。)として、当該休日後の勤務日等(第12条の2第1項の規定により同項に規定する時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び休日を除く。次項において同じ。)を指定することができる。

2～4 省略

**第12条** 省略**第12条の2** 省略

(休暇)

**第13条** 省略

2 管理者は、前項の規定によりその例によることとされる職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例第5条第1項の規定による年次有給休暇（同項の規定により管理者が与える年次有給休暇の日数が10日以上である職員に係るものに限る。）の日数のうち5日（同条第2項の規定により年次有給休暇を与えた場合においては、当該与えた年次有給休暇の日数（当該日数が5日を超える場合には、5日とする。）を差し引いた日数）については、職員ごとにその時季を定めることにより与えるものとする。

**附 則**

この管理規程は、平成31年4月1日から施行する。

○愛媛県公営企業管理規程第3号

愛媛県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成31年 3月29日

愛媛県公営企業管理者 兵 頭 昭 洋

**愛媛県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程**

愛媛県企業職員の給与に関する規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前																										
<p>（目的）</p> <p><b>第1条</b> この管理規程は、愛媛県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年愛媛県条例第38号）に基づき、企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（第9条を除き、以下「職員」という。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p><b>別表第5</b>（第6条関係）</p> <p>特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲及び額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>特殊勤務手当の種類</th> <th>支給を受ける者の範囲</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>夜間看護等 手当</td> <td>病院で深夜に勤務する 看護師等  省略</td> <td>勤務1回につき 手当額 3,550円以内 省略</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			特殊勤務手当の種類	支給を受ける者の範囲	支給額	省略			夜間看護等 手当	病院で深夜に勤務する 看護師等  省略	勤務1回につき 手当額 3,550円以内 省略	省略			<p>（目的）</p> <p><b>第1条</b> この管理規程は、愛媛県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年愛媛県条例第38号）に基づき、企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（ _____ 以下「職員」という。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p><b>別表第5</b>（第6条関係）</p> <p>特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲及び額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>特殊勤務手当の種類</th> <th>支給を受ける者の範囲</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>夜間看護等 手当</td> <td>病院で深夜に勤務する 看護師等  省略</td> <td>勤務1回につき 手当額 3,300円以内 省略</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			特殊勤務手当の種類	支給を受ける者の範囲	支給額	省略			夜間看護等 手当	病院で深夜に勤務する 看護師等  省略	勤務1回につき 手当額 3,300円以内 省略	省略		
特殊勤務手当の種類	支給を受ける者の範囲	支給額																											
省略																													
夜間看護等 手当	病院で深夜に勤務する 看護師等  省略	勤務1回につき 手当額 3,550円以内 省略																											
省略																													
特殊勤務手当の種類	支給を受ける者の範囲	支給額																											
省略																													
夜間看護等 手当	病院で深夜に勤務する 看護師等  省略	勤務1回につき 手当額 3,300円以内 省略																											
省略																													

**附 則**

この管理規程は、平成31年4月1日から施行する。

○愛媛県公営企業管理規程第4号

愛媛県立病院料金規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成31年 3月29日

愛媛県公営企業管理者 兵 頭 昭 洋

**愛媛県立病院料金規程の一部を改正する管理規程**

愛媛県立病院料金規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後

改 正 前

別表第1（第2条関係）

別表第1（第2条関係）

名 称	区 分	単 位	金 額	備 考
省略				
P E T が ン ド ク		1 回	94,000円 （団体割引、 家族割引、リ ピート割引又 は紹介状割引 の適用を受け る場合にあつ ては、84,540 円）	
脳ドク ク		1 回	34,000円 （人間ドック と併せて受け る場合にあつ ては、24,400 円）	
骨塩量 検査料		1 回	8,700円 （人間ドック と併せて受け る場合にあつ ては、3,600 円）	
乳がん 検診料		1 回	11,400円 （人間ドック と併せて受け る場合にあつ ては、6,300 円）	
省略				
B型肝 炎検査 料	省略			
不妊・ 不育症 スクリ ーニン グ検査 料	抗精子抗体検査	1 回	8,000円	
	抗ミューラー管ホルモン検査	1 回	8,000円	
	抗カルジオリピンI g M 抗体検査	1 回	430円	
	抗フォスファチジルエタ ノールアミン抗体検査	1 回	28,000円	
	抗フォスファチジルセリ ン抗体検査	1 回	28,000円	
	サイトメガロウイルスI g G a v i d i t y 検 査	1 回	6,400円	
	羊水染色体検査	1 回	58,000円	

名 称	区 分	単 位	金 額	備 考
省略				
P E T が ン ド ク		1 回	93,000円 （団体割引、 家族割引、リ ピート割引又 は紹介状割引 の適用を受け る場合にあつ ては、83,620 円）	
脳ドク ク		1 回	33,800円 （人間ドック と併せて受け る場合にあつ ては、24,400 円）	
骨塩量 検査料		1 回	8,600円 （人間ドック と併せて受け る場合にあつ ては、3,600 円）	
乳がん 検診料		1 回	11,300円 （人間ドック と併せて受け る場合にあつ ては、6,300 円）	
省略				
B型肝 炎検査 料	省略			

羊水等 染色体 検査料	羊水染色体検査（R a p i d F I S H付き）	1回	68,000円	
	微細欠失F I S H検査	1回	38,000円	
	流死産胎児組織染色体検査	1回	66,000円	
省略				
新生児 健診料	日齢 1	1回	3,600円	
	省略			
新生児 聴覚検査料		1回	8,040円	
新生児 介補料		1日	7,900円	
省略				
乳房マ ッサージ料		1回	2,400円	
省略				
人工授 精料	省略			
巻 爪 （陥入 爪）矯 正料	初診	1回	4,820円	
	再診	1回	2,720円	
省略				
セカン ドオピ ニオン 外来料		1回	5,300円	
省略				

注 省略

省略				
新生児 健診料	日齢 1	1回	3,500円	
	省略			
新生児 聴覚検査料		1回	6,700円	
新生児 介補料		1日	7,700円	
省略				
乳房マ ッサージ料		1回	2,300円	
省略				
人工授 精料	省略			
省略				
セカン ドオピ ニオン 外来料		1回	5,200円	
省略				

注 省略

附 則

この管理規程は、平成31年 4月 1日から施行する。

公営企業訓令

○愛媛県公営企業訓令第1号

公営企業管理局  
各 事 業 所

愛媛県企業職員の特殊勤務手当支給規則の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年 3月29日

愛媛県公営企業管理者 兵 頭 昭 洋

愛媛県企業職員の特殊勤務手当支給規則の一部を改正する訓令

愛媛県企業職員の特殊勤務手当支給規則（昭和46年愛媛県公営企業訓令第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（夜間看護等手当）	（夜間看護等手当）
第13条 省略	第13条 省略

2 前項に規定する手当の額は、次の区分による額とする。

(1) 前項第1号の業務

ア 深夜における勤務時間が4時間以上の場合 勤務1回につき 3,550円

イ 深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満の場合 勤務1回につき 3,100円

ウ 深夜における勤務時間が2時間未満の場合 勤務1回につき 2,150円

(2)・(3) 省略

3 省略

2 前項に規定する手当の額は、次の区分による額とする。

(1) 前項第1号の業務

ア 深夜における勤務時間が4時間以上の場合 勤務1回につき 3,300円

イ 深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満の場合 勤務1回につき 2,900円

ウ 深夜における勤務時間が2時間未満の場合 勤務1回につき 2,000円

(2)・(3) 省略

3 省略

#### 附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。